

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

控訴人國の控訴に対する控訴答弁書

令和6年5月22日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士	高	田	剛	印	弁護士
同 鄭	一	志	印	弁護士	志
同 河 村	尚	尚	印	弁護士	河村尚
同 我 妻 崇	明	印	弁護士	妻崇明	我妻崇明
同 以 元 洋	輔	印	弁護士	元洋輔	以元洋輔
同 山 城 在	生	印	弁護士	城在生	山城在生
同 坂 井	萌	印	弁護士	井萌	坂井萌
同 丸 山 浩	祐	印	弁護士	山浩祐	丸山浩祐

控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人国に負担とする
- との判決を求める。

控訴理由に対する反論

原判決のうち、控訴人兼被控訴人国（以下「控訴人国」という。）の各敗訴部分についてはその結論において相当であって、控訴人国の控訴は棄却されるべきである。なお、被控訴人兼控訴人（以下「被控訴人」という。）らは、原判決のうち被控訴人ら敗訴部分及び一部の事実認定（事実認定そのものを行わなかった点を含む。）につき不当と考えており、令和6年1月10日付で控訴を行い、その理由について令和6年2月29日付控訴理由書にて述べている。

控訴人国の令和6年2月29日付け「控訴理由書」（本書においては、以下単に、「控訴理由書」という。なお、控訴人都又は被控訴人らの控訴理由書を指す場合には、個別に言及する。）に対する被控訴人らの反論は、以下のとおりである。

原判決及び被控訴人らの控訴理由書において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

目 次

第1 はじめに	7
1 檢察官の勾留請求及び公訴提起の違法性の判断枠組みにつき本控訴答弁書 が前提とする立場	7
2 本控訴答弁書の構成	8
第2 原審の判断が正当であること	9
1 ■■■ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述を受けた追加捜査 は「通常要求される捜査」に当たること	9
(1) 本件要件ハ該当性につき ■■■検事が触れた「現に収集した証拠資料」 及びこれを前提とする本件要件ハ該当性の判断の内容	9
(2) 本件噴霧乾燥器 1 の本件要件ハ該当性を判断するうえでは、■■■らの 供述において指摘された熱風の通りにくい箇所の有無や当該箇所の温度を検 証する必要があったこと	12
(3) ■■■らの最低温箇所に関する供述は相応の信用性が認められるもので あったこと	15
(4) ■■■らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことを理由 に ■■■らの供述が示す可能性を検証不要とは判断できないこと	18
(5) ■■■らの供述に基づく追加捜査は極めて容易であったこと	27
(6) 小括	28
2 ■■■らの最低温箇所に関する供述を受けた追加捜査を行えば「収集し得た 証拠資料」を勘案すると、「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」は なかったこと	28
3 第1事件の公訴提起と同様に、第2事件の勾留請求及び公訴提起も違法で あること	29
4 小括	29
第3 控訴人國の控訴理由書「第3」(27頁ないし71頁)に対する反論	30

1	総論（控訴人国の控訴理由の要旨及び本項の構成）	30
2	控訴人国の中主張①に対する反論.....	31
3	控訴人国の中主張②に対する反論.....	33
	(1) 被控訴人会社の元取締役（丙A 22）について	33
	(2) [REDACTED]の責任者（丙A 8）について.....	34
	(3) 株式会社[REDACTED]の監査役（丙21）について	35
	(4) 小括	36
4	控訴人国の中主張③に対する反論.....	36
	(1) [REDACTED]検事は、第1事件公訴提起前の時点で、警視庁公安部による取調べにおいて、被控訴人大川原らが、警視庁公安部が特定した箇所以外にも温度が低くなる箇所があると供述していたことを把握していたこと	37
	(2) 被控訴人大川原らが、本件噴霧乾燥器1につき、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした本件要件ハの客観的構成要件該当性を争っていなかったという評価は誤りであること	39
	(3) 小括	41
5	控訴人国の中主張④に対する反論.....	42
	(1) 「中立的な立場から供述することが困難であることを考慮する必要があった」との主張	42
	(2) 「供述の変遷経過から」信用性に疑義があるとの主張及び「警視庁公安部警察官に対する供述とは矛盾する内容の供述をするに至った」との主張	44
	(3) 「実験結果や客観的資料に基づく指摘ではなし」との主張	45
	(4) 「三者間に通謀すら疑われた状況」にあったとの主張.....	45
	(5) その他の言及について	46
	(6) 小括	47
6	第1事件公訴提起後に収集された証拠資料を踏まえた控訴人国の中主張への	

反論	47
7 小括	48
第4 控訴人国控訴理由書「第4」(71頁以降)に対する反論	49
1 総論	49
2 「通常要求される捜査」に係る控訴人国主張に対する反論(控訴理由書 71頁ないし75頁)	49
(1) 控訴理由書71頁ないし73頁の主張に対する反論	49
(2) 原判決の判示は芦別国賠最高裁判決の判示に反するとの主張に対する 反論(控訴理由書73頁ないし75頁)	53
3 ■■■らの供述の評価に起因する判断の誤りをいう控訴人国主張に対する 反論(控訴理由書75頁ないし79頁)	55
(1) ■■■らの供述に基づく再度の温度測定実験が「通常求められる捜査」 であったかを判断するに際しては、■■■らの供述が、その供述が示す可能性 を検証不要といえるほど信用性がないものであったかが問題となること ..55	
(2) ■■■らの供述の信用性に関する控訴人国「その1」に対する反論(控 訴理由書75頁及び76頁)	59
(3) ■■■らの供述の信用性に関する控訴人国「その2」に対する反論(控 訴理由書76頁及び77頁)	60
(4) ■■■らの供述の信用性に関する控訴人国「その3」に対する反論(控 訴理由書77頁及び78頁)	61
(5) 小括	62
4 再度の温度測定実験の困難性に関する控訴人国主張(控訴理由書79頁 ないし83頁)	63
5 第2事件勾留請求に係る判断の誤りをいう控訴人国主張に対する反論 (控訴理由書83頁及び84頁)	64
6 小括	65

第5 控訴人國の控訴理由書「第5」(86頁ないし89頁)に対する反論	65
1 刑事弁護費用の一部は損害ではないとの主張(86頁ないし88頁)に対する反論	65
2 損害の一部につき相当因果関係を欠くとの主張(88頁及び89頁)に対する反論	66
3 小括	67
第6 結語	68

第1 はじめに

本項では、導入として、検察官の勾留請求及び公訴提起の違法性の判断枠組みにつき本控訴答弁書が前提とする立場、並びに、これに基づく本控訴答弁書の基本的な構成を述べる。

1 検察官の勾留請求及び公訴提起の違法性の判断枠組みにつき本控訴答弁書が前提とする立場

原審は、検察官の勾留請求及び公訴提起の違法性の判断枠組みにつき、関係最高裁判例を引用し、次のとおり述べた（原判決56頁及び57頁）。

すなわち、勾留請求は、「その時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりは適法」であって、「その時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、その判断に合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を開始又は継続したと認め得るような事情がある場合に限り、その捜査について国賠法1条1項の適用上違法の評価を受ける。」。

また、公訴提起は、「公訴提起時又は公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、公訴提起時又は公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解され」、「公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、公訴提起は違法性を欠く。」。

被控訴人らにおいて、これらの判断枠組みには特段異論はない。

控訴人国は、控訴理由書9頁ないし11頁、14頁ないし27頁において、検察官の勾留請求及び公訴提起の違法性の判断枠組みにつき縷々述べる。もつとも、控訴人国は、勾留請求については控訴理由書27頁、公訴提起について

は控訴理由書9頁及び11頁、15頁、18頁及び19頁等において、原審が挙げたのと同じ最高裁判例（いわゆる芦別国賠最高裁判決（最判昭和53年10月20日民集32巻7号1367頁）及び沖縄ゼネスト国賠最高裁判決（最判平成元年6月29日民集43巻6号664頁））を引用している。このことから、控訴人国においても、その結論において、最高裁判例において示された上記判断枠組みに従うべきであると原審が判示したに異論はないものと解される。

したがって、本控訴答弁書では、検察官の勾留請求及び公訴提起の違法性の判断枠組みにつき、最高裁判例及び原審が示すものに控訴人国も異論がないものとして、これに従う立場を取る。

2 本控訴答弁書の構成

本控訴答弁書では、最初に、次項「第2」において、上記1で述べた最高裁判例及び原審が示す判断枠組みに従えば、原審が■■■検事による第1事件公訴提起等の違法性を認めた判断は正当であることを示す。具体的には、原審が指摘したように、■■■ら被控訴人会社の従業員の取調べの結果を受けた追加捜査は「通常要求される捜査」であり、当該追加捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料も勘案すれば、「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」等がないことから、■■■検事による第1事件に係る公訴提起並びに第2事件に係る勾留請求及び公訴提起が違法であることをいずれも認めた原審の判断は正当であることを論じる。

次に、控訴理由書のうち、控訴理由の中心となる「第3」（同書27頁以降）、「第4」（同71頁以降）、「第5」（同85頁以降）に対し、それぞれ本書面「第3」以下において必要と認められる範囲で反論する。そして、その中で、本件における■■■検事による第1事件に係る公訴提起並びに第2事件に係る勾留請求及び公訴提起につき、国賠法上の違法性を認めた原判決の判断が誤りであることをいう控訴人国の主張に理由がないことを示す。

なお、控訴人国は、検察官の勾留請求及び公訴提起の違法性につき、結論において原審と同様の判断枠組みを提示しながら、控訴理由書9頁ないし11頁、14頁ないし27頁において縷々述べているところ、これらの中には、本件における違法の結論を回避するための行き過ぎた言及も散見される。

最高裁判例及び原審が示す判断枠組みに従えば、原判決の判断が正当であることは次項「第2」以下で行う被控訴人らの反論からも明らかであるが、控訴人国は、控訴理由書「第4」（同書71頁以降）における原判決の判断に誤りがある旨の主張に関連しているため、当該言及のうち承服できない重要な点については、控訴理由書「第4」に係る反論に際して、必要に応じて指摘し反論する構成とする。

第2 原審の判断が正当であること

1 ■■■ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述を受けた追加捜査は「通常要求される捜査」に当たること

（1）本件要件ハ該当性につき ■■■ 検事が触れた「現に収集した証拠資料」及びこれを前提とする本件要件ハ該当性の判断の内容

ア 積極証拠に基づく ■■■ 検事の判断

■■■ 検事が触れた「現に収集した証拠資料」のうち、本件要件ハ該当性に係る積極証拠及びこれに基づく判断の内容は、要旨次のとおりである（丙36〔4頁及び5頁〕。なお、以下で掲示した証拠番号は陳述書の記載と一部異なるが内容は同一の証拠である。）。

すなわち、 ■■■ 検事は、本件要件ハ検査機関解釈を前提に、貨物等省令2条の2第1項2号に規定された細菌等のいずれか一種類を殺菌ができる噴霧乾燥器であれば、当該機器は本件要件ハに該当すると考えた。そして、 ■■■ 技術営業部本部長からの聴取結果報告書（丙

A 1 3 2) 及びこれに基づく本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所の特定に係る温度測定実験結果（丙 6）から、本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所はバグフィルタ下部と特定した。そして、バグフィルタ下部の温度測定実験の結果（丙 7。1 1 0 度以上が 5 時間以上継続。）及び腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 の殺菌実験の結果等（丙 A 1 3 3 等。同菌が 9 0 度ないし 1 1 0 度 2 時間の乾熱処理により死滅。）から、本件噴霧乾燥器 1 は貨物等省令に挙げられた細菌を「乾熱殺菌」することができると認められると考えた。

以上の判断過程に基づき、[] 検事は、本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハに該当すると判断した（原判決 8 5 頁及び 8 6 頁）。

イ [] ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述内容及びこれらに係る [] 検事の判断

第 1 事件の勾留期間中に行われた応援検事による被控訴人会社の従業員らに対する取調べでは、[] ら複数の従業員から、測定口を含む数箇所につき温度が上がらず、同箇所の菌は死なないと考えられること等の説明があった。

すなわち、[] は、[] 検事に対し、噴霧乾燥器内には「ダクト、測定口なんてちっちゃいパイプになっているになっているところは全く風が通らない」、「パイプのところにいろいろ温度を測定するとか圧力を測定するところ、小さい配管が入っているんですね。そこは熱が通らない吹き溜まりのところなんで、一番温度が上がりにくい」等と述べ（甲 1 5 0 [1 2 頁]）、熱風が通らない構造になっていることを理由として、測定口が最低温と考えられることを指摘した。そして、最低温箇所の温度は「全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで 5 ~ 6 0 度ぐらいだと思うだと（ママ）ですけどね」（同 1 4 頁及び 1 5 頁）と述べ、被控訴人会社の噴霧乾燥器では殺菌はできないとの考え方を述べた（同 1 2 頁、2 3 頁）。

及び24頁、26頁等)。

また、[■]は、[■]検事に対し、「要は流体の流れることですね。そこまで150度まで上がるかっていうとそれもまた場所にもよりますし、上がらないところは上がらない。」、「製品の回収容器なんかとかはもう全然低いですね。60度とかそのぐらいになりますね。」(甲153〔15頁及び16頁〕)、「とすると容器の中とか、そういうところ、もしくは流体に対して、こう風が流れてるところに対して角のところ、この辺などについては上がらないところが出てきます。」(同17頁)、「空気の淀んでるところとかがあるし、絶対に」(同44頁)等と述べ、風が流れない場所や空気が淀んだ箇所があるとの理由とともに、当該箇所の温度は60度程度となる考えられること、被控訴人会社の噴霧乾燥器では殺菌はできないとの考えを述べた(同50頁、52頁等)。

さらに、[■]は、[■]検事に対し、「そのあといろいろ考えたんですけど、確かに乾燥室の中が全部同じ温度になれば、そうかもしれないと思ったんですけど、よくよく考えると全然手で触れるところがあるんですね。」「つていうことは外からガラスとかあるんで、そっから中見たりするんですよ。そんときによくよく考えたらおでこをくっつけたりしてからそこら辺って温度全然上がってないってことだと思うんですよね。てことは無理じゃないかなって。そこにもしいたら、こんなおでこくっつけられるようなところそのガラスについてる菌は、死ないんじゃないかと思っている。」(甲155〔6頁〕)、「点検口とか。私がよくおでこくっつけるっていうのがこの辺の話なんですね。」「それは単純に触ってみて熱ってなるか、あつ触れる程度のものなので。」、「そういうの(被控訴人ら代理人注:[■]検事のいう「触った瞬間やけどとか」になること)じゃない部分っていうのがなんか一番下とか、この辺はそうでもなかったりしますね。」(同12頁及び13頁)等と述べ、機器の運転中に手で触ったり、おでこを付けたりするこ

とができる「点検口」(測定口と同箇所を指す)等があることから、これらの箇所では殺菌ができず、被控訴人会社の噴霧乾燥器では殺菌はできないとの考えを述べた。

■ 檢事は、■ 檢事及び ■ 檢事から ■ ら被控訴人会社の従業員が温度が上がりにくい箇所があると供述している旨の報告を受けたが、これを受けて温度測定等の追加検査を行うことは不要であると判断し、実施しなかった(原判決75頁及び76頁)。

(2) 本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性を判断するうえでは、■ らの供述において指摘された熱風の通りにくい箇所の有無や当該箇所の温度を検証する必要があったこと

ア ■ ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述は、積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程を覆すものであったこと

■ らの供述は、■ 檢事が辿った積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程を覆すものであった。

すなわち、上記(1)で述べたとおり、■ 檢事は、■ 技術営業部本部長からの聴取結果報告書及びこれに基づく本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定に係る温度測定実験結果から、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所はバグフィルタ下部と特定した。そして、この特定結果とバグフィルタ下部の温度測定実験の結果を併せて考慮し、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所であるバグフィルタ下部においても、殺菌実験の結果判明した必要な温度が必要な時間維持できたことを根拠として、本件噴霧乾燥器1は貨物等省令に挙げられた細菌を「乾熱殺菌」することができると判断している。

しかし、■ らは、バグフィルタ下部以外の熱風が通りにくい箇所、具

体的には測定口等が本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所となる可能性を指摘した。また、供述の内容によれば、これらの箇所の温度は「50度から60度」あるいは「手で触ったりおでこを付けられる程度」とされており、殺菌実験で必要とされた90度ないし110度には到底届いていなかった。

そうすると、[] らの供述のとおりバグフィルタ下部以外の箇所が本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所となり、その温度が殺菌実験で必要とされた温度に満たない場合には、バグフィルタ下部は殺菌ができたとしても、測定口等の殺菌はできない可能性が高いことになる。したがって、本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハに該当するか判断するためには、[] らの指摘した箇所がバグフィルタ下部よりも低温となるかどうか、より低温になる場合は当該箇所の温度によっても殺菌が可能であるかを確認する必要が生じる。

以上のように、[] ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述は、積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程を覆すものであった。

イ [] 検事が判断にあたり依拠した積極証拠には、[] らの供述が指摘する可能性を否定できる根拠は示されていなかったこと

上記アのとおり、[] らの供述は、[] 検事が行った積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程を覆すものであった。しかし、[] 検事が判断にあたり依拠した積極証拠の中には、[] らの供述が指摘する可能性を合理的に否定できる根拠は示されていなかった。

すなわち、[] が挙げた最低温箇所の推定に関する理由の1つは、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内であり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度が下がる」というように、熱源（ヒーター）からの距離をいうものである一方（丙A 132）、[] らは熱風が通りにくいことを理由とし

て挙げており、温度の上がりにくい事象が生じる原理に相違がある。そのため、[REDACTED]が挙げた箇所よりも熱源に近い箇所であっても内部の構造上熱風が通りにくい箇所がある場合に、当該箇所の方が[REDACTED]の挙げた箇所よりも温度が低くなる可能性を否定できるかは、[REDACTED]の説明からは全く判断ができない。

また、[REDACTED]が挙げた「熱風は上昇する特性がある」とのもう1つの理由との関係でも、そのことは同様である。つまり、[REDACTED]らの指摘した熱風の通りにくい箇所が生じる理由は風が通りにくい吹き溜まりになっているという内部の構造に起因するものである一方、[REDACTED]が指摘した理由は熱風の特性に起因するものであって、熱風が通りにくい箇所が生じる原因を異にする。そのため、[REDACTED]らの指摘した箇所が[REDACTED]の挙げた箇所よりも温度が低くなる可能性を否定できるかは、やはり[REDACTED]の説明からは全く判断ができない。

さらに、[REDACTED]の聴取結果では、[REDACTED]らが指摘した部位（特に測定口）の存在には触れられておらず、その聴取に際して本件噴霧乾燥器1の実機や図面は示されていなかったから、[REDACTED]の回答には[REDACTED]らの指摘した部位の存在を考慮していない可能性が十分に存在していた。つまり、[REDACTED]らの指摘した部位が噴霧乾燥器全てに一般に備わっている（したがって、[REDACTED]も当然にその存在を前提に聴取に応じていると考え得る）ものか、被控訴人会社の噴霧乾燥器にのみ特殊に備わっているものかは、[REDACTED]の聴取内容から判然としない。したがって、[REDACTED]の聴取結果に[REDACTED]らの指摘した部位の存在が当然に織り込まれているという前提を取ることもできなかった（なお、[REDACTED]らを取り調べた検事らは、[REDACTED]や[REDACTED]に測定口・「点検口」の名称や位置を確認しており（甲150〔12頁及び13頁〕、甲155〔12頁〕）、応援検事はもちろん[REDACTED]検事においても初耳の部位だったと考えられる。）。

以上に加え、警視庁公安部が行った最低温箇所の特定に係る温度測定実験は、本件噴霧乾燥器 1 の内部全てを計測したものではなく、[REDACTED]
[REDACTED]からの聴取内容に依拠して数箇所を対象に行われたものであって、
[REDACTED]らの指摘した部位を計測したものでもなかった。

このように、[REDACTED]検事が判断にあたり依拠した[REDACTED]からの
聴取内容やこれに基づく最低温箇所の特定に係る温度測定実験の結果等の
積極証拠には、[REDACTED]らの供述が指摘する可能性を否定できる根拠は示され
ていなかった。

ウ 小括

以上のように、[REDACTED]ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述
は、積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程を覆すもので
あった。そして、[REDACTED]検事が判断にあたり依拠した積極証拠には、[REDACTED]ら
の供述が指摘する可能性を否定できる根拠は示されていなかった。

したがって、本件噴霧乾燥器 1 の本件要件ハ該当性を判断するうえでは、
[REDACTED]らの供述において指摘された熱風の通りにくい箇所の有無や当該箇所
の温度を検証する必要があった。

(3) [REDACTED]らの最低温箇所に関する供述は相応の信用性が認められるものであ
ったこと

ア [REDACTED]検事が接した証拠の中には、[REDACTED]らの供述と矛盾する客観的証拠が
なかったこと

[REDACTED]らは、最低温箇所になる可能性がある箇所として測定口や製品回収
容器等を指摘したが、[REDACTED]検事が接した証拠の中には、測定口や製品回収
容器の温度を測定したものはない（なお、被控訴人ら控訴理由書 9 6 頁及
び 9 7 頁で述べたとおり、実際には警視庁公安部は後者を測定し、殺菌実

験で必要とされた温度に達しない事実を得ていた。)。

また、上記（2）イで述べたとおり、[] 檢事が判断にあたり依拠した積極証拠には、[] らの供述が指摘する可能性を否定できる根拠は示されていなかった。

したがって、[] 檢事が接した証拠の中には、[] らの供述と矛盾する客観的証拠（及び客観的証拠と矛盾すると評価できる根拠）がなかった。

イ [] らの供述は具体的かつ客観的な理由を伴うものであったこと

[] らの最低温箇所に関する供述は、具体的かつ客観的な理由を伴っていた。

すなわち、[] と [] が最低温箇所を指摘する際に述べた理由は、「ちっちゃいパイプになっている」「熱が通らない吹き溜まり」であること([])、 「流体に対して、こう風が流れてるところに対して角のところ」([]) というように、被控訴人会社の噴霧乾燥器の構造上、熱風が通りにくい箇所があるために温度が上がりにくいとするものであり、具体的かつ客観的である。また、[] は、手で触ったりおでこを付けることができるという実体験のほか、温度が上がりにくいことの理由として「放熱」を挙げており（甲 155〔7頁〕）、それは[] も言及しているものであって（甲 153〔9頁最下行、11頁等〕）、必ずしも主観的体験だけを理由としていない。

そして、[] らのいうこれらの理由は、それ自体に不自然・不合理な点は見当たらない。むしろ、[] が最低温箇所の特定に関して挙げた「熱風は上昇する特性がある」との理由の本質は、熱風の特性に起因して熱風に晒されない（晒されにくい）箇所が機器内に生じるため、そのような箇所は温度が上がりにくいとの趣旨の指摘であるところ、[] らが指摘した理由は、[] が指摘した理由と同じ観点からの考察を述べたものであったといえる（他方で、熱風に晒されない箇所が生じ

る原因の点で異なるため、[] らの指摘した箇所が最低温箇所となる可能性を [] の聴取内容をもって判断できなかったことは上記(2)イを参照。)。

このように、[] らの供述は具体的かつ客観的な理由を伴うものであった。

ウ [] らは被控訴人会社において長年技術系部署に所属している現職社員であり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器に精通していると考えられたこと

[] は、1991年（平成3年）の入社以来約27年の間、被控訴人会社に噴霧乾燥器の設計等を担当する技術者として現に勤務しており、[] 検事の取調べを受けた当時も顧客の要望に応じて装置の設計を行う職務を担っていた（丙33、甲150〔2頁及び3頁〕）。

[] は、1996年（平成8年）の入社1年後から試験室に配属となり、2015年（平成27年）からは開発部の責任者を務め、主に噴霧乾燥器の応用品の開発を担当していた（丙44〔2頁〕）。

[] は、2009年（平成21年）に入社し粉体技術研究所に在籍した後、2015年（平成27年）4月からエンジニアリング部に配属され、以後は噴霧乾燥器の設計や性能検査等に従事していた（甲155〔1頁〕、丙45〔1頁〕（なお、丙45は入社年次を誤って録取している。））。

このように、応援検事の取調べにおいて最低温箇所を指摘した[] らは、いずれも被控訴人会社において長年技術系部署に所属している現職社員であり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器に（特に競合他社の技術者と比べても）精通していると考えられた。

エ 小括

以上のように、[] らは被控訴人会社において長年技術系部署に所属している現職社員であり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器に精通していると考え

えられたたことに加え、■■■らの供述は、最低温箇所の説明につき具体的かつ客観的な理由を伴うものであった。

したがって、■■■らの最低温箇所に関する供述は相応の信用性が認められるものであった。

(4) ■■■らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことを理由に■■■らの供述が示す可能性を検証不要とは判断できないこと

■■■らの聴取に際しては、応援検事からそれぞれ警察による任意取調べにおける供述との整合性に関する指摘がなされている。

しかし、上記(2)で示したとおり、■■■らの供述は、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの該当性に係る判断過程を覆すものであったことに加え、上記(3)アないしウで述べたように信用性を否定できる具体的根拠はなかったから、■■■らの供述が示す可能性を検証不要と判断することはできなかった(このことは原判決88頁も指摘している。)。

また、以下に指摘する点からも、■■■らの供述が示す可能性を検証不要とは判断できなかった。

ア ■■■らが最低温箇所や当該箇所の温度につき殊更に虚偽や全くの空想を述べる可能性が相応にあるという考え方自体がそもそも正しくないこと

最初に、警視庁公安部における従前の供述内容以外の要素からすれば、

■■■らが最低温箇所や当該箇所の温度につき虚偽や全くの空想を述べる可能性はなく、少なくともその可能性は相当低かったといえる。

すなわち、■■■らのいう最低温箇所や当該箇所での殺菌の可否は、温度測定等の実験により判明する客観的な事実であるから、自己の認識と異なる虚偽や全くの空想を殊更に述べても、それが真実と異なることは容易に判明する。そして、■■■らは、まさに技術者として被控訴人会社の噴霧乾

燥器に精通しているからこそ、その危険性を（被控訴人会社の他の社員以上に）十分に理解できるはずである。

まして、既に逮捕まで至っている事案で、最低温箇所や当該箇所での殺菌の可否につき捜査機関からの見立てと異なる供述をすれば追及を受けることは必至であり（実際応援検事から各自受けている。）、そのような供述は検事の取調べに臨む者として相応の勇気とそれを支える確信がなければ容易にはできないものである。刑罰を恐れ客観的事実に反する弁明を展開することも一応は考え得るが、逮捕から外された■■■らはその危険を切迫したものとして感じる地位にもない。

したがって、最低温箇所や当該箇所の温度につき、■■■らが殊更に虚偽や全くの空想を述べる可能性が相応にあるという考え方自体がそもそも正しくない。

イ 供述が変遷しているように見えたとしても、そのことには十分合理的な理由があったこと

■■■らは、応援検事からの取調べにおいて、最低温箇所や当該箇所での殺菌の可否につき、警視庁公安部の取調べに対して本件要件ハの該当性につき肯定的な言及をしていたこととの整合性につき各々追及を受けているところ、その回答として述べたところを見れば、従前上記のような言及をしたことには十分合理的な理由があると考えられた。

（ア）従前の供述に関する■■■らの説明

■■■は、■■■検事に対し、警視庁公安部による取調べでの言及につき、次のように、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないという理解を前提にしていたことを述べている（甲150）。

【5頁】

■■■ このとき（被控訴人ら代理人注：警視庁公安部による取

調べを指す)はなんでそれは何をもって該当するっていうふうに、こういう説明したのかっていうのを聞いてるんです。

その時は技術者として、温度が上がります装置は。装置は上がります。もしそこにその温度で死ぬ菌、で、それ一部でもし死ぬ菌があれば殺菌できます。だからその、一部の死ぬ菌があれば、

その上がる温度っていうのは何度なんでしょう。

いやそれ別に特には考えてない。何度ってその条件があるんで。うちは低い温度でも高い温度でも大体 250 度とかその辺でやるんですけども、要は仮定の条件で、状態で、そういうものがもあるんだとしたら、ちょっとでもその時に私は殺菌ったら、もう菌が少しでも死んだら殺菌になるっていう答えだったんで、技術者としてはちょっとでも、ちょっとでも菌が死んだら殺菌なると思ってたので、それを死んでる菌がある、あったら、その時はもう技術者としてはそれでも殺菌できませんっていうのは言えないっていう考えでした。

【12頁】

で、そうなると、そういうった温度で運転すれば熱に弱い菌だったらやっぱり死んじゃうんじゃないですかっていうところのお話だと思うんです。多分前、以前その警察でお話聞かせてもらったときって。

その温度が直接当たればその温度・・・することを。
そうですよね。

ただあの、そうですね、その時はほんとにちょっとでも死ねば殺菌できるっていう概念だったので殺菌できますって言わさせてもらったんですね。

また、最低温箇所に関する言及が調書になかった理由についても、上記で述べた誤解に基づく「殺菌」の解釈を前提に聴取に臨んだため、殺菌ができない可能性がある最低温箇所につき述べる機会がなかったことや、■■■が「殺菌」につき肯定的に述べたために、警視庁公安部からそれ以上に最低温箇所を尋ねられなかつたからと考えられることを、次とおり述べている。

【20頁】

あーだから、前それ（被控訴人ら代理人注：機器内に■■■が指摘した温度が上がりにくい箇所があることを指す）を説明しなかつたのってなんで聞いてるんじゃないですか。

わからないです。そういう話にならなかつたのか、聞き方にならなかつたのかわかんないんですけど、多分もうその時点の私の認識の殺菌って形でそういうふうにお答えしたときには、わかんないですけどね、やめましょうかって話は。もうそれだけ書けばよかつたのかわかんないですけど、それでもそういう証言が取れれば満足してそこで終わつたのかどうかわかんないですけど。それはわかんない。それ以上は多分何も聞かれなかつた。

そういう調書がとれれば満足したって、誰が主語っていうか、誰の視点にしたどういう？

警察の方が。警察の方が多分、私からは殺菌ができるつ

ていう言葉を取れたから。

【23頁及び24頁】

私がお尋ねしてるのは、装置として高温が行き渡りますっていう説明だったのが、高温が行き渡らないところがありますって説明になったのはなんですか、という。それを説明するには殺菌の定義が前と今日で違うかなというご説明だったので、先ほど伺ったんだけれども、だからそのあの元の質問ですね。

だから一部でも殺菌ができれば殺菌できるっていうふうに思ってたし、そういうふうなかたちで言われたので、はい。ですからもう、その部分、乾燥室の中はまんべんなく温まるので、その当時は、温度も上がるし、殺菌できますと。ただし、要はちょっとでも、全てっていうときには、温度が上がらない所があるんですから、そこは殺菌できないんだから、結局噴霧乾燥器としては殺菌ができないから殺菌できない。そういう説明をしようと思って、上がりない所もあるので、殺菌はできませんっていう、言わせてもらった。だからそこまでたどり着かないですよね、前は。乾燥してちょっとでも温度があったまればもうそこで殺菌が、死んじゃった菌もあるんで、技術者としてはできます。でも、今はそういう解釈じゃない。そういうふうに言わされましたから。

要するに、■■■は、①「殺菌」の可能性につき肯定的な言及をしていたことの理由として、本件要件ハ検査機関解釈とも明白に異なる「ちょっとでも菌が死んだら殺菌」「死んでる菌が（中略）あったら、その時にもう技術者としてはそれでも殺菌できませんっていうのは言えないって

いう考え方であったこと、②最低温箇所に関する言及が調書にないことの理由として、①の誤解を前提に聴取に臨んでいたため、「殺菌」ができる可能性がある最低温箇所につき述べる機会がなかったことや、[REDACTED]が（①の誤解に基づき）「殺菌」につき肯定的に述べたため、その供述に満足した警視庁公安部から最低温箇所の聴取を受けなかつたことを述べている。

[REDACTED]も、次のとおり、警視庁公安部による取調べの当時、[REDACTED]と同じように、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないという理解を前提としていたことを次のように述べている（甲153）。

【32頁】

[REDACTED]
そんなこと書いて、書いてない。前あなたはこれだって、だってあの殺菌ねえ、そもそもスプレードライヤーは熱風を送り込む装置ですので100度前後の高温を数時間かければ、機械の内部を殺菌することが可能であると思いますと言ってますけど。

[REDACTED]
殺菌…ですので私の言うところの殺菌っていうのはいわゆる菌数をちょっとでも殺すという意味は殺菌と捉えてます、その時は。

[REDACTED]
このときはちょっとでも殺せば殺菌ということ。

[REDACTED]
そうです。

[REDACTED]
それは何一つでも1コロニーでも殺すことができればそれは殺菌なの。

[REDACTED]
そうですね、そのときは殺菌という定義が曖昧でしたので、言葉で言えば殺菌というか菌を殺すことになりますので1%でも1コロニー殺せば殺菌という風に解釈してましたのでそういう定義のものでは殺菌はできますとそこ

では言いました。

【33頁】

有意な程度まで菌を殺せるかどうかっていうのを考え
ないで1個でも殺せるからって言って。

そう、そうですね。

ここで使ってる殺菌と今考えてる殺菌というようなも
の、全然違うっていうことですか。

そうですね。

■も、次のとおり、警視庁公安部による取調べの当時、■や■
と同じように、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないとい
う理解を前提としていたことを次のように述べている（甲155）。

【11頁】

警察の方の調書とははっきりハの要件当たると思いま
すみたいな感じのものに署名をされてたので。

そうですか？私あそこはちょっと変えてくださいって
結構言って。

言ってたんですか？。

そうですそうです。ちょっと断定は、やっぱそのときは
そうかもしれないって正直思ってたんですよね。だから1
個でも殺菌できれば、殺菌って言われたらまあそうかもし
れないって思って、やっぱそういうふうに署名したんす
けど、それからいろいろ調べて考えてるとやっぱおかしく
ないかな、違うんじゃないかなっていうので今に至ります。

今も1個でも殺菌できたらどうですかって言われた

ら？。

いやそれは違うと思いますよって。それはだって、殺菌ってもし言われたら定義って何ですかっていうところから始まって、1個でもって言ったらその1個をどうやってカウントするのかだとか、多分そこまで突き詰めていかないとい私も簡単にははいとは言えないですねもう今は。

このように、■■■らは、いずれも、警視庁公安部での取調べにおける言及の理由として、「殺菌」の定義につき、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないという理解を前提にしていたことを述べている。

(イ) ■■■らの説明の合理性

上記（ア）で述べた■■■らの説明は、従前の■■■らの供述調書を見ても不自然・不合理ではなく、本件要件ハ検査機関解釈の採用に至った経緯からしても、むしろ率直なところを述べた合理的なものである。

最初に、■■■らは、いずれも、被控訴人会社内で噴霧乾燥器の設計等に従事している一方、輸出手続や輸出規制への対応は彼らの業務外であって規制要件そのものに明るかったわけではない（■■■につき丙32の1〔2頁〕、■■■につき丙44〔3頁〕、■■■につき丙45〔2頁〕。）。それにもかかわらず、第1事件公訴提起までの警視庁公安部による取調べの調書において、■■■らに本件要件ハ検査機関解釈が示されたことを表す証跡はない（■■■は丙32の1ないし35。■■■は丙44。■■■は丙45及び46。）。

一方、本件要件ハの「殺菌」の解釈は、規制当局の経産省でさえ、「殺菌の定義がない以上は殺菌をもって該当すると判断することはできない」（甲166の10）、「『殺菌』は曖昧で定義がない。」（甲166の11）等と述べ、定義がない以上判断ができないと繰り返していた。そして、■■■検事は、経産省が上記の見解を述べていた事實を認識している（少なくとも、

容易に認識し得た。経産省の指摘につき被控訴人らの控訴理由書40頁ないし43頁、[■]検事の認識につき同80頁参照。)。

したがって、[■]らが、警視庁公安部による取調べの段階で、「殺菌」の定義につき、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえない誤解していたことは十分にあり得たし、本件要件ハ捜査機関解釈に至っては、これを理解していなかつことはむしろ当然であった。ゆえに、[■]らの説明の①(上記22頁参照)は、何ら不自然・不合理ではない。

そして、[■]らの聴取に際して最低温箇所が問われた形跡は調書上ないから(証拠は上記)、警視庁公安部が[■]らから「殺菌」に関する肯定的な供述を得たことをもって満足し、[■]らから最低温箇所の聴取をしていなかつたことも当然あり得る。また、[■]らの誤解を前提とすれば、噴霧乾燥器の内部で菌が少しでも死ねば「殺菌」できることになつてしまう以上、(聞かれもしないのに)「殺菌」ができない最低温箇所を殊更に指摘しようと思わなかつたのも首肯できる。ゆえに、[■]らの説明の②(上記23頁参照)も、何ら不自然・不合理ではない。

このように、上記(ア)で述べた[■]らの説明は、従前の[■]らの供述調書を見ても不自然・不合理ではなく、本件要件ハ捜査機関解釈の採用に至った経緯からしても、むしろ率直なところを述べた合理的なものであると考えられた。

ウ 小括

以上のように、[■]らが最低温箇所や当該箇所の温度につき殊更に虚偽や全くの空想を述べる可能性が相応にあるという考え方自体がそもそも正しくない(少なくとも、その可能性は相当低い。)。また、[■]らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことには十分合理的な理由があつた。

百歩譲って、■■■らが虚偽又は不正確な供述に及ぶ可能性を0だと評価しないまでも、既に述べたように、■■■らの供述は、客観的構成要件該当性の判断過程が覆る可能性があり（上記（2））、具体的かつ客観的な理由を伴う一方、これと矛盾する客観的証拠もない（上記（3））ものである。ゆえに、■■■らが虚偽等を述べる可能性は、その供述が示す可能性を検証不要とする判断の合理性を基礎づける根拠とするにはあまりに抽象的に過ぎる。

したがって、■■■らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことを理由に■■■らの供述が示す可能性を検証不要とは判断できなかった。

（5）■■■らの供述に基づく追加捜査は極めて容易であったこと

■■■らの供述が示す可能性を検証するために考えられる追加捜査は、■■■らが指摘する部位を特定のうえ温度を測定するという単純な作業である。そのために必要な事項として、■■■らが指摘する部位の特定は聴取により行えるものであるし、その気になれば実機を提示して指示示すよう求めることもできた。また、■■■らの供述がなされるまでに、警視庁公安部は温度測定を少なくとも7～8回程度は行っており（■■■調書5頁）、温度測定の手法は捜査機関内部では既に確立していた。

さらに、上記のように警視庁公安部が何度も温度測定実験を行っていたことからみて、■■■らの供述がなされた当時、■■■検事は、本件噴霧乾燥器1の実機を使用した温度測定実験が困難な事情は何ら把握していなかったと考えられる（控訴人國からもそのような主張は見られない。）。

なお、当時の殺菌実験に係る条件は、90度ないし110度を2時間維持することであったから（丙4・資料15、17）、実施すべき再度の温度計測実験は、多少余裕をみても半日程度で終わる作業である。ゆえに、■■■らの供述から第1事件公訴提起までに行うことが物理的に不可能なものではない。

したがって、■■■らの供述に基づく追加検査は極めて容易であった。

(6) 小括

以上のとおり、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性を判断するうえでは、■■■らの供述において指摘された熱風の通りにくい箇所の有無や当該箇所の温度を検証する必要があった。そして、■■■らの最低温箇所に関する供述は相応の信用性が認められるものであったし、■■■らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことを理由に■■■らの供述が示す可能性を検証不要とは判断できなかった。

そうすると、■■■ら被控訴人会社の従業員の供述は、■■■検事の積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程に疑義を生じさせるものであったといえる。

そして、■■■らの供述に基づく追加検査は極めて容易であった。

したがって、■■■ら被控訴人会社の従業員の最低温箇所に関する供述を受けた追加検査は「通常要求される検査」に当たる。

2 ■■■らの最低温箇所に関する供述を受けた追加検査を行えば「収集し得た証拠資料」を勘案すると、「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」はなかったこと

■■■らの最低温箇所に関する供述を受けた追加検査、つまり温度測定実験を行えば、少なくとも本件噴霧乾燥器1の測定口は、殺菌実験の結果必要とされた90度ないし110度に到底満たない温度（被控訴人らの実験では空焚きで53度、粉体堆積状態では34.8度）にしかならないことを把握し得た（原判決78頁及び79頁参照）。

したがって、上記の証拠資料を勘案すると、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハ該当に該当するとは判断できないから、第1事件につき「合理的な判断過程に

より有罪と認められる嫌疑」はなかった。

3 第1事件の公訴提起と同様に、第2事件の勾留請求及び公訴提起も違法であること

第1事件の公訴提起後、[■]検事は第2事件の勾留請求及び公訴提起を行ったが、本件噴霧乾燥器2の本件要件ハの該当性に係る[■]検事の判断過程や証拠関係は第1事件と基本的に同様である。そうすると、第2事件の勾留請求及び公訴提起に関しても、[■]らの供述を受けた追加捜査が「通常要求される捜査」に該当することは同様である。

また、本件噴霧乾燥器2にも測定口が存在することは同じである（なお、本件噴霧乾燥器2には、乾燥室のほかサイクロン入口にも測定口がある（甲21）。）。そして、本件噴霧乾燥器2の測定口でも、殺菌実験の結果必要とされた温度に到底満たない温度（被控訴人らの実験では空焚きで59.2度、粉体堆積状態では38.0度）にしかならないことを把握し得た。そうすると、第2事件の勾留請求及び公訴提起に関しても、[■]らの供述を受けた追加捜査により「収集し得た証拠資料」を勘案すると、本件噴霧乾燥器2が本件要件ハに該当するとは判断できないことも同様である。

したがって、第2事件の勾留請求には「犯罪の嫌疑について相当な理由がある」との判断に「合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかである」ことが認められる。また、第2事件の公訴提起にも「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」はなかったことが認められる。

4 小括

以上のとおり、第1事件につき、[■]ら被控訴人会社の従業員に対する応援検事による取調べ結果を受けた追加捜査は「通常要求される捜査」であり、当該追加捜査を遂行すれば「収集し得た証拠資料」も勘案すれば、同事件につき

「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」はなかった。このことは、第2事件の勾留請求及び公訴提起に関しても同様である。

したがって、[] 檢事による第1事件に係る公訴提起並びに第2事件に係る勾留請求及び公訴提起の違法性をいずれも認めた原審の判断は正当である。

第3 控訴人国の控訴理由書「第3」(27頁ないし71頁)に対する反論

1 総論（控訴人国の控訴理由の要旨及び本項の構成）

控訴理由書「第3」記載の控訴人国の控訴理由の要旨は、次のとおりである。すなわち、第1事件に係る公訴提起の違法性に関しては、大きく以下の2点を理由として違法性はなかった旨を主張する。

1点目は、①警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定経過及びそれに基づく有識者による殺菌実験結果に不合理な点は見当たらないこと（控訴理由書54頁ないし56頁）、②警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定に関する温度測定実験及びそれに基づいた殺菌結果については、信用性の認められる第三者の供述によっても裏付けられていたこと（同56頁ないし57頁）、③第1事件に係る公訴提起前に最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化していなかったこと、（同57頁ないし59頁）との3つの根拠から、公訴提起時までに検察官が現に収集していた証拠資料を前提にすれば、法の予定する一般的な検察官が、同時点において、警視庁公安部が実施した温度測定実験に基づいて最低温箇所を特定したことに不合理な点は見当たらないと判断したことは合理的であった、というものである（同65頁）。

2点目は、④[] らの供述は、いずれも警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであったこと（同59頁ないし64頁）から、再度の温度測定実験は「通常要求される捜査」には当たらず、同実験を実施すれば収集し得た証拠資料を公訴提起の違法性を判断する資料とすることは許されない、というものである（同66頁）。

また、第1事件公訴提起後に行われた第2事件の勾留請求及び公訴提起に違法性がないことについても、第1事件公訴提起後これらの時点までに新たに収集された証拠関係につき若干の言及を挟むものの、その理由の要点が上記の2点であることに変わりはない（同70頁）。

しかし、控訴人国の上記の主張は、いずれも理由がない。

以下、控訴人国が挙げた上記①ないし④の根拠につき、[REDACTED]らの供述が示した可能性（警視庁公安部が最低温箇所として特定した箇所以外が最低温箇所となる可能性）が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠となっているかという観点から、それぞれ反論していく。また、最後に、第1事件公訴提起後に収集された証拠資料を踏まえた控訴人国の主張にも反論を加える。

なお、控訴人国は、控訴理由書28頁ないし47頁において、上記①ないし④の根拠に関する事実関係や証拠関係及びこれらの評価につき主張しているところ、当該主張の中で不当な部分は、上記①ないし④への反論に際して併せて指摘し反論する。また、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハへの該当性の立証につき、温度測定実験と併用することが想定されていた殺菌実験に関しては、原判決の違法性の認定及び控訴人国の控訴理由の主眼ではないため、本書では言及を省く（その問題点は一審原告ら最終準備書面140頁等を参照。）。

2 控訴人国の主張①に対する反論

控訴人国は、主張①の根拠として、[REDACTED]の技術営業本部長からの聴取結果（丙A132）には信用性が認められ、温度測定実験結果から同供述の説明が裏付けられていた等と主張する（控訴理由書54頁及び55頁）。

しかし、[REDACTED]は、丙A132において、「実際にどの場所が低くなるのかを計測したことは無く、あくまで理論上の考え方である。」と述べ、自らの供述につき実験の裏付けがないことを明らかにしている。

また、実際の供述においても、[REDACTED]は、「装置末端の排風機後にある管の部分と思われる」として断定を避け、「大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられる」という可能性にも言及しており、一定していない。加えて、丙A 132からは、[REDACTED]が2回目の聴取において1回目の聴取内容に言及し、最低温箇所について「排風機後と説明したが、熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある」と述べ、短期のうちにその説明が変遷した（他の箇所を挙げた）こともわかる。

そもそも、[REDACTED]は、数多の原告の競合会社のうちの1社に過ぎず、また、原告会社の噴霧乾燥器の設計や構造を熟知しているわけでもない（一般に精密機械のメーカーは、機器の設計や構造を競争力の源泉として秘匿しあっているのであるから、競合メーカーなら他のメーカーの機器の構造にも精通しているはずという経験則の信頼度はさして高くない。）。まして、丙A 132の聴取においては、本件各噴霧乾燥器の実機は勿論のこと、その図面すらも示されておらず、被控訴人会社の製品が不正輸出の嫌疑の対象となっていることさえ明かされた形跡がない。

したがって、[REDACTED]からの聴取内容をもって、その聴取内容に表れていない箇所が最低温となる可能性を合理的に否定できる根拠はない。そして、上記のような供述をもとに実験を行っても、当該実験において計測された部位以外が最低温箇所となる可能性を排除できない。

ゆえに、[REDACTED]の聴取結果及びこれに基づく実験結果は、[REDACTED]の供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

3 控訴人国の主張②に対する反論

控訴人国は、主張②の根拠として、被控訴人会社の元取締役（丙A 22）、G F（当時の社名は藤崎電機）の責任者及び株式会社 [] の監査役（丙21）らが応援検事による取調べにおいて供述した内容が、主張①で指摘した最低温箇所特定のための温度測定実験等の信用性を裏付けていた等と主張する。

しかし、これらの供述には温度測定実験や最低温箇所に関する言及はない。ゆえに、これらの供述が最低温箇所特定に係る温度測定実験等の信用性を裏付ける関係にはないし、当該実験において計測されていない箇所が最低温となる可能性を否定できる根拠にもならない。

また、以下のように、供述者各自の経歴等から、被控訴人会社の噴霧乾燥器や、噴霧乾燥器に係る規制要件の該当性に関する知見がないことは容易に見て取れるほか、供述内容にも俄かに信用し難い点が含まれている。

（1）被控訴人会社の元取締役（丙A 22）について

最初に、被控訴人会社の元取締役（丙A 22）がその任にあったのは平成15年までであり（同1頁）、被控訴人会社の業務を離れてから応援検事による取調べの時点で約18年が経過しているから、本件において不正輸出が疑われる噴霧乾燥器に精通しているとはいえないことは明らかである（役員就任前の職位は営業部長であり（同2頁）設計に携わっていた者でもないことも指摘できる。）。

また、当該元取締役の在任当時、噴霧乾燥器は輸出規制の対象になっておらず（同2頁。実際に規制が導入されたのはその退任から約10年後。）、本件で問題とされた輸出規制にも関わったことがない。このような者に、聴取に際して本件要件ハ検査機関解釈の説明もなく、経産省すら解釈や判断の難しさを再三指摘していた本件要件ハにつき（その経過及び当該経過を [] 検事が認識していた（容易に認識し得た）ことは被控訴人らの控訴理由書80頁参照。）、正確な解釈を前提に供述することは期待できない。

以上のとおり、当該元取締役の供述は、本件で不正輸出が疑われた被控訴人会社の噴霧乾燥器や、輸出規制に関する知見のいずれも有していないことが明らかである。

(2) ■■の責任者（丙A8）について

■■は被控訴人会社の競合他社であるが（丙A8・2頁にあるとおりそのシェアは限定的である。）、その責任者であるからといって被控訴人会社の噴霧乾燥器につき精通しているとは言えないことや、聴取に際して本件各噴霧乾燥器の実機や図面が示されていないことは、■■の聴取に関して指摘したのと同様である。

また、丙A8の内容は、全体として■■が自社の製品を規制要件に該当する可能性があると認識した経緯が内容の大部分を占め、被控訴人会社の製品に関する言及が相対的に見て取れる7頁以降でも、被控訴人会社の製品にHEPAフィルタの取り付けが可能であることを述べているだけで、被控訴人会社製の機器の本件要件ハの該当性は供述していない。

さらに、丙A8では、■■が本件要件ハの該当性につき「どのメーカーの機器であっても、構造上、内部に熱風が行き渡り、入口温度を上げれば内部の熱風の温度も100度を超えると考えられるので、定置した状態で装置の内部を殺菌できると考えています」として、本件要件ハに該当しない噴霧乾燥器は皆無であるとの趣旨を述べているところ、■■以外の他のメーカーは噴霧乾燥器の輸出許可を申請した実績がないから（■■検事がそのことを認識していたことは■■調書19頁）、その供述には俄かに信用し難い点がある。

なお、後述するとおり、第1事件公訴提起前に行われた第二次搜索差押えにより得られた証拠資料には、2018年3月から2020年3月までに実施された被控訴人会社の取締役会の議事録が含まれているところ、当該議事録には、被控訴人会社と■■の間で係属していた特許権侵害訴訟の報告がな

されている。したがって、[REDACTED]は被控訴人会社と法的に係争状態にあり、被控訴人会社に不利な虚偽供述に及ぶ可能性が類型的に否定できないことを[REDACTED]検事は把握していた（容易に把握し得た）から、本件の嫌疑の判断にあたり勘案するべき資料ではなかったことも指摘できる。

以上のとおり、[REDACTED]の責任者は、被控訴人会社の噴霧乾燥器に精通しているはず、その供述は、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に具体的に言及していないものであり、内容にも俄かに信用し難い点がある。

（3）株式会社[REDACTED]の監査役（丙21）について

株式会社[REDACTED]の監査役は、噴霧乾燥器の設計等に携わった経験がある旨を述べるが、これは同監査役の前職での経験（丙21〔2頁〕。マスキングされているが株式会社[REDACTED]や被控訴人会社とは無関係の企業である。）に過ぎず、しかも相当以前のものである（詳細は伏せるが、噴霧乾燥器が規制対象となる数十年前である。）。したがって、本件において不正輸出が疑われる被控訴人会社の噴霧乾燥器に精通しているとはいえないことは明らかである。

また、その供述内容はもっぱら被控訴人大川原らが経産省のパブリックコメントに意見を提出した際のやり取りを説明するものに過ぎず、聴取に際して本件要件ハ検査機関解釈の説明もない。したがって、本件要件ハにつき正確な解釈を前提に供述することは期待できないことは、被控訴人会社の元取締役について行った指摘と同様である。

以上のとおり、株式会社[REDACTED]の監査役の供述は、本件で不正輸出が疑われた被控訴人会社の噴霧乾燥器や、輸出規制に関する知見のいずれも有していないことが明らかである。

(4) 小括

以上のように、控訴人国が主張②に関連して指摘する供述群は、いずれも最低温箇所特定に係る温度測定実験等の信用性を裏付けるものとはいえない。また、そのような供述をいくら寄せ集めても、■■■らの供述が指摘した可能性を否定する根拠にはならない。

したがって、控訴人国が主張②に関連して指摘する供述群は、■■■らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

4 控訴人国の主張③に対する反論

控訴人国は、「本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定が第1事件の争点として顕在化していなかった」と主張する。そして、その根拠として、第1事件公訴提起前の時点において、被控訴人大川原ら3名やその弁護人が、不正輸出の事実を認めるか、『殺菌』が可能であることを前提に犯意や共謀、法令の解釈を争うにとどまり、本件噴霧乾燥器1の内部に温度が上がりにくい箇所があることや、それが乾燥室測定口であることを供述していなかったこと等を挙げる。

かかる控訴人国の主張は、公訴提起前に「争点として顕在化」することがいかなる基準で認め得るものかそもそも不明という難点があるが、いずれにせよ、■■■らの供述は第1事件公訴提起前になされていたものである。そして、応援検事の聴取の時点で、■■■らが弁護人と打ち合わせを行っていることは■■■検事も知っていたのであるから、■■■らの供述に基づく主張が弁護側からなされる可能性は容易に想起できる。また、控訴人国も認めるように、被控訴人大川原らの供述を見ても、本件では法解釈そのものに争いがあるのであるから、これを前提とした客観的構成要件該当性が争点にならないと言い切れるはずがない。したがって、最低温箇所の特定が公訴提起前に「争点として顕在化していなかった」とは到底いえない。

上記のように控訴人国はその前提がおかしいことを指くとしても、①被控訴人大川原らは、控訴人国が指摘する調書において最低温箇所に何ら言及していない。したがって、控訴人国が指摘する被控訴人大川原らの調書は、警視庁公安部が行った温度測定実験において計測されていない箇所以外の箇所が最低温箇所となる可能性を否定する根拠にはならない。

また、②被控訴人大川原らの供述内容や他の証拠資料からみて、■検事は、第1事件の公訴提起より前の時点で、警視庁公安部による取調べにおいて、被控訴人大川原らが、警視庁公安部が特定した箇所以外にも温度が低くなる箇所があると供述していたことを把握していた(少なくとも、容易に把握し得た。)。さらに、③被控訴人大川原らが、本件噴霧乾燥器1につき、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした本件要件ハの客観的構成要件該当性を争っていなかったという評価は誤りである。

以下、②及び③につき敷衍する。

(1) ■検事は、第1事件公訴提起前の時点で、警視庁公安部による取調べにおいて、被控訴人大川原らが、警視庁公安部が特定した箇所以外にも温度が低くなる箇所があると供述していたことを把握していたこと

被控訴人大川原らは、警視庁公安部による任意取調べの開始後、聴取された事項や供述した内容、弁護人ととの相談内容の要旨を相互にメール等で報告していた。

そして、被控訴人大川原らは、令和2年3月10日、第1事件にかかる嫌疑により逮捕されたところ、これと同時に、被控訴人大川原ら3名の自宅及び被控訴人会社の関係場所全5箇所の捜索差押が行われた。先行する捜索差押があるため、左記の逮捕と同時に行われた捜索差押えは、検査機関において「第二次捜索差押」と呼称されている(甲185〔36頁〕)。

第二次捜索差押においては、被控訴人大川原らや被控訴人会社社員が上記のメールに使用していたP C、携帯、手帳等が押収された(同上)。そして、

警視庁公安部は、そのメールを出力印字結果報告書として証拠化した。

その中には、亡相嶋が被控訴人大川原らに対し、平成31年1月28日、「これに対し、SDの殺菌評価すべき場所は内壁面であり、排気温度が100℃であっても全ての内壁面はそれ以下であること、またマンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない。実験法案（ママ）が問題である可能性がある。と話しました。」と取調べ官に述べた旨を報告したメール（甲27）が含まれる（令和2年3月24日付け警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長 [REDACTED] 作成に係る「出力印字結果報告書（[REDACTED] メール出力）」添付資料に存在しているため、控訴人らは当該資料を証拠として提出されたい。）。

一方、[REDACTED] 檢事は、第二次検査により収集された証拠資料の中でも、上記亡相嶋のメールを含む被控訴人らのやり取りに関する資料を詳細に検討した（弁護人との連絡内容や公判で想定される主張を推知できるから当然である）。そして、[REDACTED] 檢事は、上記亡相嶋のメールを含め、警視庁公安部による取調べにおいて被控訴人大川原らが述べたとされる内容を把握した。

実際、令和2年3月24日の検事相談の際、[REDACTED] 檢事は、[REDACTED] 警部補らに對し、作成から間もない第二次検査にかかる証拠資料の中でも、特に任意取調べにおける供述内容と被控訴人大川原らのやり取りの齟齬に関して質問している。

すなわち、被控訴人島田に関しては、「島田の現在は、任意の段階で自分が話しそぎたことに対するあれなのか。追いガサの資料と調書が齟齬している。正確に報告していない。過小報告。任意の島田供述は痛いと思う。公判で争うにしてもあれをどうするつもりか。」と述べている。また、亡相嶋についても「相嶋もニュアンスが違う。任意では島田は認め扱い、社長、相嶋も曖昧ながら犯意を認めているという仕切りだった。任意の時に否認しているつも

りだったのか。」と述べている（甲176の7）。

このように、[検事]は、第1事件の公訴提起より前の時点で、第二次捜索差押により得られた証拠資料を通じ、警視庁公安部による取調べにおいて、被控訴人大川原らが、警視庁公安部が特定した箇所以外にも温度が低くなる箇所があると供述していたことを把握していた。

（2）被控訴人大川原らが、本件噴霧乾燥器1につき、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした本件要件ハの客観的構成要件該当性を争っていなかったという評価は誤りであること

被控訴人会社は、貨物等省令の改正時から本件各噴霧乾燥器の輸出時点まで、貨物等省令の要件のうち本件要件ハのみを一貫して非該当と判定していた（丙A92〔5頁及び8頁〕、丙A96〔15頁及び資料9等〕）。また、控訴理由書40頁ないし43頁でも述べたように、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性及びその前提となる本件要件ハの解釈に関しては、経産省から警視庁公安部の見解に否定的な指摘が再三加えられており、[検事]はそのことも認識していた（少なくとも、容易に認識し得た。）。

そして、上記の状況のもとで、第1事件の公訴提起より前の時点で収集された被控訴人大川原らの供述調書は、現時点で控訴人国が証拠として提出するものだけでも都合約40通に及ぶ（被控訴人大川原につき丙43、丙A66ないし74、102及び103。亡相嶋につき丙40、41、47及び丙A75ないし80。被控訴人島田につき丙48、丙A81ないし97、107、108及び110）。しかし、本件要件ハの解釈につき、被控訴人大川原らに本件要件ハ検査機関解釈が示されたことを示す証跡は、1通たりとも存在しない。

さらに、これらの調書を丁寧に読めば、被控訴人大川原らが、本件要件ハの規定や解釈が明確ではなく、その解釈次第では被控訴人会社の噴霧乾燥器

がこれに該当する可能性があると認識していたことや、本件要件ハにつき一部でも菌が死ねば「殺菌」に該当するという解釈を取れば、被控訴人会社の噴霧乾燥器がこれに該当する可能性があると認識していたこと等を述べているにとどまり、本件要件ハ検査機関解釈を前提として本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当の可能性を認めていたのではない（少なくとも、その可能性が十分にあった）ことも見て取れる。

例えば、被控訴人大川原は、生物兵器製造へ転用可能な噴霧乾燥器を規制するのがA G合意の趣旨であることから、貨物等省令において規制対象とされたのも同様の機器であると考えていたことを繰り返し述べ、本件要件ハないしその「殺菌」という文言の「解釈によって（は）」（丙A 7 0 [1頁・2頁]、丙A 7 1 [5頁・8頁]、丙A 7 3 [3頁]）ないし「解釈次第で」（丙A 7 1 [2頁]）該当する可能性がある曖昧な規定となっていたと認識していた旨を述べている。

亡相嶋は、「『滅菌』は、全ての菌類を完全に死滅させること」「『殺菌』は、ある特定の菌を1パーセントでも殺せれば殺菌」「『殺菌』は、定義もされていない」と本件要件ハ検査機関解釈とは明確に異なる定義で認識していたことを述べ（丙A 7 7 [5頁]）、その解釈を前提にすれば該当する可能性があるとの趣旨を述べている。

被控訴人島田も、「滅菌・殺菌という規制になると、殺菌では、菌が一部生き残っている可能性があるから、蒸気滅菌にすべきである」（丙A 8 4 [8頁]）「殺菌が入ると、規制がかなり広範囲になる」「殺菌では、菌が生き残っている状態もある」（丙A 8 6 [4頁]）と亡相嶋が意見していたことを指摘し、その解釈を前提にすれば該当する可能性があるとの趣旨を述べている。

このように、控訴人国が挙げる供述調書では、被控訴人大川原らは、本件要件ハ検査機関解釈を全く認識しないまま、被控訴人会社の噴霧乾燥器がこれに該当する可能性があると認識していたことを述べていたに過ぎない。

かえって、被控訴人大川原や被控訴人島田は、弁解録取において、本件噴霧乾燥器1は本件要件ハに該当しないと認識していたと明言している（丙A103、丙48）。

以上のように、第1事件公訴提起前までの供述調書において、被控訴人大川原らが、本件噴霧乾燥器1につき、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした本件要件ハの客観的構成要件該当性を争っていなかったという評価は誤りである。

むしろ、弁解録取時の供述や逮捕後の黙秘という状況からみて、第1事件の公訴提起までに [] 檢事の接した調書の中で被控訴人大川原らが最低温箇所や乾燥室測定口に直接言及していなかったとしても、公判において、本件要件ハの該当性、すなわち温度測定実験では計測されていない箇所が最低温箇所となることが客観的に争点となり得ることを容易に想起できた。

（3）小括

以上のとおり、最低温箇所の特定が第1事件の公訴提起前に「争点として顕在化していなかった」とは到底いえない。

また、控訴人国が指摘する被控訴人大川原らの調書は、警視庁公安部が行った温度測定実験において計測されていない箇所以外の箇所が最低温箇所となる可能性を否定する根拠にはならない。

さらに、[] 檢事は、第二次搜索差押により収集された証拠資料を通じ、第1事件の公訴提起前の時点で、警視庁公安部による取調べにおいて、被控訴人大川原らが、警視庁公安部が特定した箇所以外にも温度が低くなる箇所があることを供述していたことを把握していた（少なくとも、容易に把握し得た。）。

加えて、被控訴人大川原らが、本件噴霧乾燥器1につき、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした本件要件ハの客観的構成要件該当性を争っていなかっ

たという評価は誤りであった。

したがって、[■] 檢事が認識し（又は認識し得た）被控訴人大川原らの任意取調べ段階の供述の内容を前提としても、[■] らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠はない。

5 控訴人国の主張④に対する反論

控訴人国は、[■] らの供述は、内容及び供述経過からして信用性に欠けるものであり、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものは言い難かった等と主張する。

しかし、上記第2・1・(2)でも述べたように、[■] らの供述は、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの該当性に係る判断過程を覆すものであり、積極証拠には[■] らの供述が指摘する可能性を否定できる根拠は示されていなかった。そして、同(3)で述べたように、相応の信用性が認められるものであったから、[■] らの供述が示す可能性を検証不要と判断することはできなかった（このことは原判決88頁も指摘している。）のであるから、控訴人国が主張④に関連して主張する事実の評価いかんにかかわらず、第1事件公訴提起の違法性は左右されない。

以下では、当該項目の控訴人国の主張の根拠とされている要素につき、それぞれ反論を加えておく。

(1) 「中立的な立場から供述することが困難であることを考慮する必要があった」との主張

控訴人国は、[■] らが、「一審原告会社の現役の従業員であり、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名と密接な関係を有することはもとより、一審原告会社の役員である一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下として従属関係にあった者であり、強い利害関係を有していた」ことから、「中立的な立場から供述することが困難であることを考慮する必要があった」と主張する。

最初に、控訴人国の主張は行きつくところ、■らが被控訴人大川原と「密接な関係」を有するとか「強い利害関係」があるとの抽象的な主張に過ぎず、■らが殊更に虚偽や全くの空想を述べる可能性を基礎づける具体的理由になつていないので（一般に、被疑者と共に犯関係や法律上の利害関係を有する供述者は、こうした事情が供述の信用性に影響すると言われるが、少なくとも■らと被控訴人大川原らの関係は上記のように典型的なものではない。）。したがって、控訴人国は、■らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえないから、失当である。

また、上記のような供述者の属性は、そのような属性を有したとしても自己の認識を率直に述べることは当然にあり得る。そのため、信用性を否定する根拠としては客観的証拠との矛盾の有無や供述内容そのものの合理性と比べて格段に弱い。したがって、客観的証拠と矛盾したり、供述内容そのものの合理性に欠けているといえない供述を、供述者の属性を理由としてその信用性を否定することはできない（まして、今議論しているのは、供述の示した可能性が公訴提起にあたり検証不要なほど信用できないかであって、裁判所の事実認定の根拠となる証拠ほどの信用性は求められていない。）。

実際に、現に収集された証拠の中には、■らの供述内容と矛盾する客観的証拠はない（むしろ、結果的には■らの供述のとおりであった）。また、客観的証拠以外の証拠を含めても、現に収集した証拠に■らの指摘した可能性を否定する合理的な根拠がなかったことは上記第2・1・(2)・イ、同(3)ア、同(4)、第3・2及び3等で述べているとおりである。

以上のとおりであるから、控訴人国は上記主張は、■らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

(2) 「供述の変遷経過から」信用性に疑義があるとの主張及び「警視庁公安部警察官に対する供述とは矛盾する内容の供述をするに至った」との主張

控訴人国は、[■]らの「供述の変遷経過から」信用性に疑義があるとか、[■]らは「警視庁公安部警察官に対する供述とは矛盾する内容の供述」に及んでおり「合理的な変遷理由を説明しなかった」等と主張する。

しかし、[■]らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことに十分合理的理由があることは、上記第2・1・(4)・イで述べたとおりである。

すなわち、[■]らは、「殺菌」の可能性につき肯定的な言及をしていたことの理由として、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないという理解を前提にしていたことを述べている。[■]検事の判断の前提には本件要件ハ検査機関解釈があるところ、これは経産省ですら採用までに散々糺余曲折を辿ったものであり([■]検事もそのことは認識し、少なくとも認識し得た。)、その解釈が[■]らに示されたことを示す証跡はないから、[■]らの上記の説明は十分合理的である。

また、[■]らは、最低温箇所に関する言及が調書にないことの理由として、「殺菌」に関する上記の誤解を前提に聴取に臨んでいたため、「殺菌」ができない可能性がある最低温箇所につき述べる機会がなかったことや、[■]らが「殺菌」につき肯定的に述べたため、その供述に満足した警視庁公安部から最低温箇所の聴取を受けなかつたことを述べている。[■]らの聴取に際して最低温箇所が問われた形跡は調書上ないから、警視庁公安部が[■]らから「殺菌」に関する肯定的な供述を得たことをもって満足し、[■]らから最低温箇所の聴取をしていなかつたことも当然あり得る。また、[■]らの誤解を前提とすれば、噴霧乾燥器の内部で菌が少しでも死ねば「殺菌」できることになってしま以上、(聞かれもしないのに)「殺菌」ができない最低温箇所を殊更に指摘しようと思わなかつたのも首肯できる。ゆえに、最低温箇所に関する

る言及が調書にないことに関する [] らの上記の説明も十分合理的である。

したがって、控訴人国上の上記主張は、[] らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

(3) 「実験結果や客観的資料に基づく指摘ではない」との主張

控訴人国は、[] らの指摘につき、「実験結果や客観的資料に基づく指摘ではない」との旨を主張する。

しかし、控訴人国自身が合理的な判断だったという最低温箇所の特定に係る [] 檢事の判断の起点は [] の聴取結果報告書であるところ、[] は、「実際にどの場所が低くなるのかを計測したことは無く、あくまで理論上の考え方である。」(丙A132)と述べており、実験結果や客観的資料に基づく指摘ではないことは [] らの供述と同じである。

そうすると、[] らの供述が実験結果や客観的資料に基づく指摘ではないことを理由に検証するに値しないほど信用できないと考えるなら、[] の聴取内容も検証するに値しないほど信用できないから、[] 檢事の判断も合理的ではないことになる。控訴人国の主張は自己矛盾も甚だしい。

したがって、控訴人国上の上記主張は、[] らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

(4) 「三者間に通謀すら疑われた状況」にあったとの主張

控訴人国は、[] らの「供述経過や弁解内容の共通性からして三者間に通謀すら疑われた状況」にあったと主張する。

最初に、控訴人国いう「疑い」は根拠薄弱で抽象的なものであり、供述の信用性を否定する理由としてはあまりに弱すぎる。[] らのいう最低温箇所やその温度は実験によって虚偽が容易に判明するものである以上、そのことにつき通謀して虚偽の供述に及ぶ可能性が類型的に高いともいえない。

また、控訴人国のいう疑いがあったとして、[REDACTED]らの供述が示した可能性を検証不要とする判断の合理的な根拠にはならない。[REDACTED]らが通謀のうえ虚偽を述べていたとして、これと同旨の主張が公判でなされれば、その主張が客観的構成要件と故意のいずれに影響するにせよ、[REDACTED]らの供述が真実と異なることの立証を要するからである。

したがって、控訴人国のは上記主張は、[REDACTED]らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

(5) その他の言及について

控訴人国は、とくに[REDACTED]の供述につき、上記（1）ないし（4）で反論したもののはか数点指摘しているため、この際反論しておく。

最初に、控訴人国は、[REDACTED]の供述は「専門的・技術的知見に関する供述」だから変遷自体が考え難いことを信用性に疑義がある根拠として指摘する（控訴理由書62頁）。しかし、警視庁公安部による[REDACTED]の取調べは「殺菌」の可否を聴取したものであるから、上記（2）で述べたようにその定義に誤解があれば趣旨が変遷することは特に不自然ではない。

次に、控訴人国は、要旨、[REDACTED]の応援検事に対する供述は「殺菌」の解釈について争った延長線でなされたものである等と指摘する（控訴理由書63頁）。[REDACTED]の供述の信用性が低いことが上記の控訴人国の指摘によりなにゆえに基礎づけられるか不明だが、いずれにせよ、[REDACTED]らの供述は最低温になる可能性がある箇所や温度といった客観的な事項を述べていること、応援検事の解釈を前提としても、最低温箇所で[REDACTED]のいう温度しか出ないのなら、いずれにせよ「殺菌」はできないことから、上記の控訴人国の指摘は、[REDACTED]の最低温箇所に関する供述の信用性には無関係である。

また、控訴人国は、[REDACTED]の供述につき、「内部」が噴霧乾燥器の「システム」全体に渡るという独自主張を展開するものであった等と指摘する。[REDACTED]の供

述の信用性が低いことが上記の控訴人国の指摘によりなにゆえに基礎づけられるか不明だが、いずれにせよ、[]は、本件要件ハにおいて「殺菌」できなければならぬ噴霧乾燥器「内部」全てを指す趣旨で「システム」と言っていることは供述の内容から明らかであるから([]検事も「そうですよね。いや私もそう思ってたんで。」と理解している(甲150〔20頁〕))、上記の控訴人国の指摘も、[]の最低温箇所に関する供述の信用性には無関係である。

そのほか、控訴人国は、被控訴人会社エンジニアリング部[]の供述につき、本件噴霧乾燥器1の構成要件該当性を認めるものであったと主張しているが(控訴理由書64頁)、これは最低温箇所に言及したものではないうえ、被控訴人会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するかもしれないと不安になったという程度のものに過ぎず、[]らの供述の信用性には影響しない。

(6) 小括

以上のとおり、控訴人国の主張は、[]らの供述の信用性につき、抽象的な虚偽供述の可能性をもって論難するものばかりである。そのような根拠をいくら寄せ集めようと、[]らの供述が検証不要なほど信用に足らないものという判断に合理的な根拠があることにはならない。

したがって、控訴人国の上記主張は、[]らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえない。

6 第1事件公訴提起後に収集された証拠資料を踏まえた控訴人国の主張への反論

控訴人国は、第1事件公訴提起後に収集された証拠資料として、①被控訴人会社の噴霧乾燥器ユーザーからの聴取結果(丙A6、7、48)、②被控訴人大川原の弁解録取及び応援検事による取調べ(丙A103)、③被控訴人会社社員

である■及び■の供述（丙47）を指摘している。

しかし、これらにはいずれも最低温箇所に関する言及はない。したがって、これらの供述は、■らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠にはならない。

また、①噴霧乾燥器ユーザーからの聴取結果は、被聴取者が所詮ユーザーに過ぎず、■ら被控訴人会社の社員よりも被控訴人会社の噴霧乾燥器に精通しているとは言い難く、被控訴人会社の機器で「滅菌」することは不可能であるにもかかわらず、「滅菌」ができるかのように述べる等、「殺菌」の定義を正解していない者さえみられる（丙A6〔7頁〕）。

次に、②被控訴人大川原の弁解録取及び応援検事による取調べ（丙A103）では、被控訴人大川原は結論として本件要件ハの該当性を否定している。また、被控訴人大川原の供述が本件要件ハの該当性を客観的に争わないものであるとはいえないこと等は、上記第3・4・（2）で述べた。

最後に、③被控訴人会社社員である■の供述（丙47）は、噴霧乾燥器の出口温度に言及したものに過ぎず、本件要件ハの該当性には触れていない。また、■は、応援検事にパブリックコメント時の状況を述べたにすぎず、自身は社内で噴霧乾燥器の規制に一切関与していなかったことを併せて述べている。

以上のように、控訴人国が指摘した第1事件公訴提起後に収集された証拠資料は、いずれも■らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠にはならない。

7 小括

以上のとおり、控訴人国が指摘する第1事件公訴提起後に収集された証拠は、いずれも■らの供述が示した可能性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠にはならない。

第4 控訴人国控訴理由書「第4」(71頁以降)に対する反論

1 総論

本項では、控訴人国控訴理由書「第4」に対する反論を述べる。

なお、第1・2で述べたように、控訴理由書9頁ないし11頁、14頁ないし27頁における控訴人国の主張のうち、行き過ぎた言及への反論を適宜挾む。

2 「通常要求される検査」に係る控訴人国主張に対する反論（控訴理由書71頁ないし75頁）

（1）控訴理由書71頁ないし73頁の主張に対する反論

ア 「再度の温度測定実験は『通常要求される検査』には当たらない」との主張への反論（控訴理由書72頁）

最初に、控訴人国は、「公訴提起の時点で現に収集された証拠資料及びこれらの証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程によれば、既に収集された証拠資料のみで有罪判決を期待し得る合理的根拠があると判断され、公訴提起の可否を判断する上で更なる補充検査が必要不可欠ではないと判断される場合には、『通常要求される検査』とはいはず、更なる補充検査を遂行すれば収集し得た証拠資料を判断資料とすることは許されない」として、再度の温度測定実験は「通常要求される検査」には当たらないと主張する（控訴理由書72頁）。

しかし、[]らの供述を受けた再度の温度測定実験が「通常要求される検査」に該当することは、控訴人国の判断基準に沿っても優に認められる。

以下、[] 檢事の判断過程にも再度触れながら述べる。

すなわち、本件要件ハは「定置した状態で内部を滅菌又は殺菌することができるもの」との要件であるところ、経産省の見解のとおり「内部とは器械全体を指す」から（甲166の3〔2頁〕）、「乾熱殺菌」が可能である

ことを理由に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断するためには、本来は本件各噴霧乾燥器の「器械全体」において殺菌実験で必要とされた温度を維持できることを立証することがもっとも直截である。

他方、第2・1・(1)・アでも述べたように、■検事は、本件要件ハ該当性の判断にあたり、■の聴取結果及びこれに依拠した温度測定実験に基づき、最低温箇所においても殺菌実験で必要とされた温度を維持できることを根拠とした。つまり、本来立証が必要となる「器械全体」の温度を、「最低温箇所」の温度に置き換えた。このような置き換えによる判断は、当然ながら「最低温箇所」の特定が正しいときに初めて合理的に成り立つ。

これに対し、第1事件公訴提起前に■らの供述が得られ、■の聴取結果及びこれに依拠した温度測定実験に基づく特定箇所と異なる箇所が「最低温箇所」となる可能性が生じた。そうすると、■らの供述が示した可能性が正しければ、■検事の判断過程は合理的に成り立たない（第2・1・(2)・ア）。そして、■らの供述が示す可能性を否定する根拠は、■検事が依拠した上記判断過程に係る積極証拠にはないから（同イ）、「既に収集された証拠資料のみで有罪判決を期待し得る合理的根拠がある」とはいえない。ゆえに、■らの供述が示した可能性を検証しなければ、本件要件ハの該当性を判断できないから、その検証のための追加捜査が「公訴提起の可否を判断する上で」「必要不可欠」な捜査となる。

実際、■らの最低温箇所に関する供述は相応の信用性が認められるものであったこと（第2・1・(3)）、■らの供述が変遷しているように見えたとしても、そのことを理由に■らの供述が示す可能性を検証不要とは判断できないこと（同（4））は、いずれも既に述べたとおりである。

これに対して、控訴人国は、他の証拠が最低温箇所の温度測定実験の結果の合理性を裏付けていたとか、■らの最低温箇所に関する供述が信用

し難かった等と主張するが、これらがいずれも失当であることは上記第3で示した。

控訴人国が指摘する証拠群をみても、[REDACTED]の聴取結果及びこれに基づく温度測定実験以外には、最低温箇所の聴取や検証がなされたことを示す調書等の証拠はないから、[REDACTED]らの供述が示した可能性を否定する合理的な根拠は認められない。上記で示したように、最低温箇所の特定は本件要件ハ該当性の判断過程の起点であるところ、経産省との糾余曲折の末編み出された「殺菌」の定義を正解しているかすら定かでない関係者が判断過程の結論部分に大掴みに言及した証拠をいくら寄せ集めようと、最低温箇所の特定に係る判断過程の合理性は何ら担保されない（[REDACTED]検事が述べた判断過程（丙36・「5」の「(1)」）やその内容から伺われる証拠構造上も、関係者の本件要件ハ該当性の認識に係る供述証拠は、本件要件ハ該当性や最低温箇所の特定に係る直接的根拠としては1つも挙げられていない。）。

素朴に考えても、[REDACTED]の聴取結果についてはこれに依拠した実験が行われているから、[REDACTED]らの供述を受けた再度の温度測定実験を実施することを求めるのは、消極・積極いずれの証拠もフェアに実験することを求めるものに他ならない。ゆえに、本件で再度の温度測定実験の実施を検察官の法的義務として課したとしても、他の件で、あるかもわからない消極証拠の収集や、不必要的捜査が際限なく義務として認められる事にはならない。現に得た消極証拠（本件では[REDACTED]らの供述）が示す可能性を手持ち証拠から合理的な根拠に基づいて否定できないときは、積極証拠収集のために行っているのと同じように、同じ水準で捜査するべきだという話をしているだけだからである。

したがって、控訴人国のいう枠組みを前提としたとしても、再度の温度測定実験は「通常要求される捜査」に当たるから、控訴人国の上記主張は

失当である。

イ 原判決は「事後的な事情をもって後方視的観点から後付けで公訴提起の違法性を判断した」との主張への反論（控訴理由書 73 頁）

控訴人国は、原判決が判文上職務行為基準説や合理的理由欠如説を採用すると宣言しながら、実質的には、事後的な事情をもって後方視的観点から後付けで公訴提起の違法性判断した等と原審の判断を論難する（控訴理由書 73 頁）。

しかし、■■■らの供述は第1事件の公訴提起より前になされたものであることや、被控訴人大川原らが逮捕前の段階で警視庁公安部が特定した箇所以外にも温度が低くなる箇所があると供述していたことを■■■検事が把握していたこと等から、最低温箇所の特定が第1事件の公訴提起前に「争点として顕在化していなかった」とは到底いえないことは上記第3・3で述べた。ゆえに、控訴人国が上記主張の根拠として指摘する「公判整理手続段階において本件各噴霧乾燥器の最低温箇所が初めて明確な争点となり、結果として乾燥室測定口の温度が上がりにくいことが判明した」という点はもとより誤りである。

また、上記アでも述べたように、■■■検事の判断過程においては、本件要件ハの該当性の判断にあたり、立証の対象となる事項が「器械全体」の温度ではなく「最低温箇所」の温度に置き換えられており、このような立証は最低温箇所の特定が正確なときに初めて合理的に成り立つ。つまり、最低温箇所の特定は、本件要件ハ該当性の立証において、数多ある推認の論拠のうちの1つ、又は、同じ事項を証明する多数の証拠のうちの1つの評価というように、公判で立証に至らなかったとしても他の根拠から判断過程全体を維持することが一応期待し得る次元のものではなく、これが不正確なときは判断過程そのものが覆されてしまう事項である。

そのため、本件における最低温箇所の特定は、刑事裁判における立証責任を負う検察官において、弁護側による公判での明確な争点化を待つまでもなく、公訴提起の段階で消極的可能性を否定できる相応の合理的根拠を持っていなければならない筋合いのものである。

以上のとおり、控訴人国がいうように最低温箇所の特定が第1事件の公訴提起前に「争点として顕在化していなかった」とは到底いえないし、本件における最低温箇所の特定に関しては、検察官は、「争点として顕在化」することを待つまでもなく、公訴提起の段階で消極的可能性を否定できる相応の合理的根拠を持っていなければならないものである。

したがって、控訴人国の上記主張は失当である。

(2) 原判決の判示は芦別国賠最高裁判決の判示に反するとの主張に対する反論（控訴理由書73頁ないし75頁）

ア 控訴人国の主張が失当であること

控訴人国は、原判決の判示は「実質的には、検察官の公訴提起が国賠法上の違法性を欠くというための要件（適法要件）として、公訴提起時点における検察官の心証が、有罪判決時点における裁判官の心証」「にまで達していることを求めるものと解される」等として、原判決の判示は芦別国賠最高裁判決に反すると論難する（控訴理由書74頁）。

しかし、控訴人国は原判決の判示の趣旨を明らかに曲解している。原判決は、公訴提起が私人に多大な不利益を与え得るものであることから、「捜査段階で得られた証拠のうちに、有罪立証に合理的な疑いを生じさせる事情が認められた場合には、それを否定するだけの十分な根拠を捜査において獲得すべきであるし、それができないのであれば公訴提起は行うべきではない」と述べ、その「十分な根拠」が罪体の立証上「合理的な疑いをい

れないと確信」を齎すことまで要求しているのではない。したがって、原判決の上記判示は、控訴人國のいふように、公訴提起につき有罪判決時点における裁判官の心証を求めたものではない。

そして、芦別国賠最高裁判決は、公訴提起につき「公訴提起時又は公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解」される旨判示しているところ、捜査段階で得られた証拠のうちに、有罪立証に合理的な疑いを生じさせる事情が認められ、その事情を否定する十分な根拠（合理的な根拠）がないのであれば、「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」があるとはいえない。ゆえに、原判決の判示は、芦別国賠最高裁判決の判示からも当然に導かれる帰結であり、これから全く逸脱していない。

また、控訴人國自身、公訴提起の違法性は、公訴提起時における検察官の判断に有罪判決を期待し得る合理的根拠があるか否かによって判断すべきと述べているところ（控訴理由書16頁）、捜査段階で得られた消極証拠があるならば、公訴提起には、もちろんその消極証拠も加味したうえで有罪判決を期待し得る合理的根拠が求められる。原判決の上記判示はこのような当然の理をいうものであるから、何ら不合理ではない。

以上のとおり、控訴人國の上記主張は失当である。

イ 公訴提起を行うにあたり検察官に要求される嫌疑の程度に関する控訴人國の主張について（控訴理由書17頁）

控訴人國は、検察官が公訴提起を行うにあたり検察官に要求される嫌疑の程度に関連して、芦別国賠最高裁判決の調査官解説における横井大三裁判官の見解を引用しているので、一応言及しておく。

最初に、横井裁判官の見解は上記最高裁判決の判示には含まれていないし、その後判例・裁判例でも同旨の見解を判示したものはない。

また、横井裁判官のいうように、「当然有罪の判決があるべきであるという考えが先に立つため予測が若干甘くなる」とか、「検察官の予測だけで不起訴にしないで、起訴して裁判所の判断を求めるのが世論である」場合もあるといった事情は、いずれも、公訴提起時に求められる検察官の嫌疑の程度の判断にあたって合理的根拠を欠くことを正当化するものではないし、その基準を軽減すべき論拠にも全くならない。

なお、横井裁判官は、昭和53年に最高裁判所裁判官に任命されるまでの間、キャリアのほぼ全てを「検察官」として過ごした人物であるところ、調査官解説に引用された上記の見解は、同裁判官が最高裁判事に就任するはるか以前の検察官在職時に記した論文中のものである。また、検察庁は「検察の理念」において、検察庁職員に対し「権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。」として、「世論」に左右されない厳正公平・不偏不党の姿勢を以て職務を行うことを厳命している。

したがって、横井裁判官の見解は、上記最高裁判決の枠組みに沿った判断にあたり何ら意味を持たない。

3 [] らの供述の評価に起因する判断の誤りをいう控訴人国の主張に対する反論（控訴理由書75頁ないし79頁）

(1) [] らの供述に基づく再度の温度測定実験が「通常求められる捜査」であったかを判断するに際しては、[] らの供述が、その供述が示す可能性を検証不要といえるほど信用性がないものであったかが問題となること

ア 被控訴人らの主張の再確認

控訴人国は、原判決につき、[] らの供述の評価に起因する誤りがある等として繰々主張する。次項「イ」以下に示すとおり控訴人国の中張は失

当であるが、最初に、違法性の判断枠組みとの関係で [] らの供述に求められると考えられる信用性の程度等に言及しつつ、被控訴人らの主張を再確認する。

第1・1でも確認したように、公訴提起の違法性は、「公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があ」るかが判断基準となる。

そのため、検察官が現に収集した証拠資料の中に消極証拠がある場合は、当該証拠を踏まえても「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があ」るといえなければならないところ、「有罪立証に合理的な疑いを生じさせる」消極証拠があるときには、消極証拠が示す可能性を否定できる合理的根拠がなければ、「合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があ」るとはいえない。したがって、「有罪立証に合理的な疑いを生じさせる」消極証拠があるときに、消極証拠が示す可能性を否定できる合理的根拠が既存の証拠にないのであれば、当該合理的根拠を基礎づける新たな証拠の収集、すなわち追加捜査が義務になる。そうすると、追加捜査の義務を生じさせる根拠となる消極証拠には、原判決がいうように「有罪立証に合理的な疑いを生じさせる」だけの信用性があれば足りる（公判における事実認定において単体の根拠となるような高い信用性までは不要である。）。

本件でいえば、第2・1・(1)・イで述べたように、[] らの供述は、警視庁公安部の特定した箇所以外の箇所が本件各噴霧乾燥器の最低温箇所となり、当該箇所が「殺菌」に足りる温度に到底達しない可能性を指摘するものであった。そして、同(2)で述べたように、かかる[] らの供述は、積極証拠に基づく「有罪と認められる嫌疑」の判断過程を覆すものであり、積極証拠の中には[] らの供述が指摘する可能性を否定できる根拠は示されていなかった。

そうすると、[■■■]らの供述に基づく再度の温度測定実験が追加捜査として義務付けられるものかは、[■■■]らの供述に「有罪立証に合理的な疑いを生じさせる」だけの信用性さえ認められないとまで言えたかによる。言い換えれば、[■■■]らの供述が、その供述が示す可能性を検証不要といえるほど信用性がないものであったかである。この点、控訴人国も「通常の検察官において、再度の温度測定実験を実施する契機となり得るほどの信用性」が認められるか（控訴理由書 79 頁）を問題としており、概ね同様の理解をしていると目される。

もっとも、第 2・1・(3) で述べたように、[■■■] 檢事が接した証拠の中には、[■■■]らが指摘した測定口や製品回収容器の温度を測定したものはないこと等から、[■■■]らの供述と矛盾する客観的証拠がなかったこと、[■■■]らの供述が具体的かつ客観的な理由を伴っていたこと、被控訴人会社において長年技術系部署に所属している現職社員であり、被控訴人会社製の噴霧乾燥器に精通していると考えられたことから、[■■■]らの供述には相応の信用性が認められ、少なくとも、その供述が示す可能性を検証不要といえるほど信用性がないものとはいえないかった。

以上のとおり、[■■■]らの供述を踏まえた再度の温度測定実験は、「通常求められる捜査」に当たる。

イ 控訴人国の主張が認められないこと

控訴人国は、[■■■]らの供述につき、「通常の検察官において、再度の温度測定実験を実施する契機となり得るほどの信用性も認められないものであった」等と主張する（控訴理由書 79 頁）。

しかし、ある供述に対して、その供述が示す可能性をおよそ検証不要といえるほどに信用性がないとする評価は、素直に考えれば単に信用性が低いという次元を優に超えた判断であり、他の証拠や供述内容の事情を考慮

そして、控訴人国が挙げる根拠は、その水準には全く達していない。

すなわち、控訴人國が挙げる他の証拠関係には、そもそも最低温箇所や温度測定実験に係る言及がないこと等から、[] らの供述を検証不要なほど信用に足らないものであると判断したことに合理的な根拠があるとは言えないことは、上記第3・2ないし4で反論してきたとおりである。

また、控訴人国は、[REDACTED] らの供述が変遷していると見えること等を指摘するが、[REDACTED] らが最低温箇所や当該箇所の温度につき殊更に虚偽や全くの空想を述べる可能性が相応にあるという考え方自体がそもそも正しくないことや、供述が変遷しているように見えたとしても、そのことには十分合理的な理由があったことは、上記第 2・1（4）で述べたとおりである。

したがって、少なくとも、[] らの供述は、その供述が示す可能性を検証不要といえるほど信用性がないものとはいえた。

以上のとおりであるから、控訴人國の上記主張は失当である。

ウ 檢察官の個人差による判断の幅に関する控訴人国の主張に対する反論 (控訴理由書19頁ないし21頁)

控訴人国は、公訴提起の違法性を判断するにあたっては、「法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達している場合に、初めて違法と判断される」等と述べる(控訴理由書19頁ないし21頁)ので、この際触れておく。

本件で最も問題となるのは、上記ア及びイで述べたように、自社の噴霧乾燥器のどこが最低温箇所となるか■■■■■らの供述がおよそ検証不要といえるほどに信用性がないものと評価できるかであるから、検察官の個人差を考えるとしても許容され得る幅は相当限定的であると考えられる。

また、原判決が指摘したように、公訴提起が私人に数々の不利益を与えるものであることを考慮すると、医師等の一般的な専門職と同様、個人差に重きを置くべきではない。実際、検察官の判断の個人差が公訴提起の違法性判断にあたりどの程度踏まえられるかは、最高裁が直接判示した例がなく、控訴人国が指摘する裁判例の判示もかなり温度差がある。少なくとも、本件で既に述べてきた結論を左右するほどの話ではない。

したがって、控訴人国の上記主張は違法性の有無を左右しない。

(2) ■■■■■らの供述の信用性に関する控訴人国「その1」に対する反論(控訴理由書75頁及び76頁)

控訴人国は、■■■■■らが被控訴人会社の社員であること等の事情を指摘し、原判決の■■■■■らの供述の信用性に対する評価を誤っているとか、被控訴人会社の元取締役ら他の関係者の供述も重視されるべきであった等と主張する。

しかし、控訴人国が指摘する事情は、いずれも■■■■■らの供述が示した可能

性が検証不要であるとの判断の合理性を基礎づける具体的な根拠とはいえないことは、上記第3・5で述べたとおりである。少なくとも、控訴人国が指摘する事情は、[REDACTED]らの供述が検証不要といえるほど信用性がないものと評価することを正当化できるほどの合理的根拠には当たらない。

また、他の関係者の供述は、[REDACTED]らが指摘した最低温箇所につき何ら言及していないこと等から、[REDACTED]らの供述が指摘した可能性を否定する根拠にはならないことは上記第3・3で述べたとおりである。少なくとも、[REDACTED]らの供述が検証不要といえるほど信用性がないものと評価することを正当化できるほどの合理的根拠には当たらない。

以上のとおりであるから、控訴人国の上記主張は失当である。

(3) [REDACTED]らの供述の信用性に関する控訴人国「その2」に対する反論（控訴理由書76頁及び77頁）

控訴人国は、要旨、①[REDACTED]の指摘した部位には乾燥室測定口以外もあったこと、②応援検事との間で「殺菌」の解釈を争った末になされたものであること、③[REDACTED]が噴霧乾燥器の「システム」との表現を用いたことの3点をもって、特に[REDACTED]の供述の信用性に関する原判決の評価を論難するようである。

最初に、①[REDACTED]が低温となる可能性を指摘した部位に乾燥室測定口以外の部位があったからといって、[REDACTED]の供述が検証不要なほど信用ならないという関係には立たない。[REDACTED]も1箇所に限定せず3箇所を挙げているのであるから（丙A132）、何箇所挙げたかは、検証不要といえるほど供述に信用性がないといえるかの評価には無関係である。

次に、②[REDACTED]は乾燥室測定口等の部位と、考えらえる温度（50～60度）、及び温度が上がりにくい具体的な理由（「熱が通らない吹き溜まり」だから）を指摘している。そして、[REDACTED]の供述によれば、応援検事の想定していた「殺菌」の解釈を前提としようが本件要件ハに該当するとの判断はできなかった。

したがって、応援検事との間で「殺菌」の解釈に争いがあろうと、そのことは[...]の供述が検証不要といえるほど信用性がないといえるかの評価には無関係である。

最後に、③[...]は、本件要件ハにおいて「殺菌」できなければならぬ噴霧乾燥器「内部」全てを指す趣旨で「システム」と言っていることは供述の内容から明らかであるから、[...]が「システム」という単語を用いたことは、[...]の供述が検証不要といえるほど信用性がないといえるかの評価には無関係である。

以上のとおりであるから、控訴人国上の上記主張は全て失当である。

(4) [...]らの供述の信用性に関する控訴人国「その3」に対する反論（控訴理由書77頁及び78頁）

控訴人国は、要旨、①警視庁公安部警察官の取調べにおいて温度が上がりにくい箇所を指摘していなかった理由として[...]が述べた内容と、原判決が認定したものは違う、②[...]が警視庁公安部警察官から温度が上がりにくい箇所を聞かれなかったから答えなかったとの言い分は信用し難い、③警察官から質問されなくとも説明・主張するのが自然だ、等と述べて、特に[...]の供述の信用性に関する原判決の評価を論難するようである。

しかし、①第2・(4)・イでも述べたように、警視庁公安部警察官の取調べにおいて温度の上がりにくい箇所を指摘しなかった理由として[...]が説明した内容は、(a)「殺菌」の可能性につき肯定的な言及をしていたことの理由として、少しでも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないという理解であったこと、(b)最低温箇所に関する言及が調書にないことの理由として、(a)の誤解を前提に聴取に臨んでいたため、「殺菌」ができない可能性がある最低温箇所につき述べる機会がなかったことや、[...]が((a)の誤解に基づき)「殺菌」につき肯定的に述べたため、その供述に満足した警視庁公安部から最低温箇

所の聴取を受けなかったことを述べている。

このように、「殺菌」の定義の誤解は最低温箇所に関する言及ができなかつたことの [REDACTED] 的な理由でもあり、原判決の認定は正しい。控訴人国の中記①の指摘は、[REDACTED] が述べた理由の一部を切り取って不合理だと論難するものに過ぎないから失当である。

次に、②警視庁公安部による [REDACTED] の取調べに係る調書には、[REDACTED] に最低温箇所を尋ねた形跡はいずれもない。そして、そのような録取がなされた理由が、[REDACTED] の「殺菌」の誤解を背景とした肯定的な言及に満足した警視庁公安部の取調べ態様に起因する可能性があるという説明は、何ら不合理ではない。

また、少しでも菌が死ねば「殺菌」に当たるというように定義を誤解すれば、「殺菌」できない可能性がある温度が上がりにくい箇所を（聞かれもしれないのに）指摘する意味がないから、そのことにつき述べる機会がなかったという [REDACTED] の説明は、同じく何ら不合理ではない。

したがって、[REDACTED] の言い分は信用し難いとの控訴人国の中張は失当である。

最後に、③については、上記②につき 2 点目として述べたところと同じことが妥当するから、やはり失当である。

以上のとおりであるから、控訴人国の中記主張は全て失当である。少なくとも、控訴人国の中張する点は、[REDACTED] らの供述が検証不要といえるほど信用性がないものと評価することを正当化できるほどの合理的根拠には当たらぬ。

(5) 小括

以上のとおり、[REDACTED] らの供述に基づく再度の温度測定実験が「通常求められる検査」であったかを判断するに際しては、[REDACTED] らの供述が、その供述が示す可能性を検証不要といえるほど信用性がないものであったかが問題となる。

しかし、控訴人国の中の主張をみても、いずれも抽象的な理由に基づき[]らの供述の信用性を論難するものばかりであり、[]らの供述が検証不要といえるほど信用できないと評価することを正当化できるほどの合理的な根拠はない。

したがって、控訴人国の中の主張はいずれも失当である。

4 再度の温度測定実験の困難性に関する控訴人国の中の主張（控訴理由書 7 9 頁ないし 8 3 頁）

控訴人国は、要旨、被控訴人会社が約 10か月間の間に 72 回の実験を行ったことをもって、再度の温度測定実験は「通常要求される検査」の範囲に含まれない等と論難するようである（控訴理由書 8 3 頁）。

しかし、控訴人国の中の主張には理由がない。詳細は控訴人都の控訴に対する控訴答弁書第 2・5（60 頁ないし 64 頁）で述べているが、以下要点のみ指摘する。

令和 2 年 3 月 11 日に被控訴人大川原らが逮捕された後、検査機関がいかなる条件に基づきどのような実験を行っていたかはもちろんのこと、どのような論拠を前提に本件要件ハの該当性を判断したのかさえ不明な状況下で、被控訴人会社は、乾熱による殺菌性能が焦点であると推測のうえ令和 2 年 3 月 28 日以降温度実験を開始した。そして、精度の高い実験に必要な機器を調達し、弁護人が初めて立ち会った同年 4 月 24 日（本件噴霧乾燥器 2）及び同年 4 月 28 日（同 1）の実験で、いずれも乾燥室測定口の温度が最も上がりにくい（内部温度でも最高 80 度程度）ことを把握した。このように、被控訴人会社は、令和 2 年 5 月 18 日に検察官からの第 1 事件に係る最初の証明予定事実記載書の提出及び証拠開示を受けるより前に、乾燥室測定口の温度が上がりにくい事實を把握した。

以上のとおり、被控訴人会社の他の従業員が[]の供述を信じていなかった

とか、すぐに結果が出なかったなどという事実はない。

もとより、[REDACTED]らの供述に応じて再度の温度測定実験を行うために必要なのは、[REDACTED]らがいう部位を特定して温度を測るという、それだけのことである。部位がどこかは[REDACTED]らに聞けばわかる。温度測定実験は警視庁公安部で同じ実験を何回も繰り返している。ゆえに、再度の温度測定実験が大変でできないから実施できないなどという言い訳は通らない。

したがって、控訴人国の主張は失当である。

5 第2事件勾留請求に係る判断の誤りをいう控訴人国の中張に対する反論 (控訴理由書83頁及び84頁)

控訴人国は、要旨、原判決が第1事件公訴提起の違法性を認定したうえで、第2事件勾留請求の違法性を認めるにあたり、公訴提起に求められる嫌疑の程度と勾留請求に求められる嫌疑の程度の違いを考慮せずに行った誤りがあると主張する。

第2事件勾留請求は、第1事件の公訴提起が行われた令和2年3月31日(甲34)から約2か月後の令和2年6月15日に行われたものであるところ、本件噴霧乾燥器2に関する経産省への照会は令和元年7月になされていること(丙8)等にもみられるとおり、第2事件の捜査は第1事件の捜査と並行して行われている。

そして、本件要件ハ該当性、特に最低温の特定に係る証拠関係につき、第1事件と第2事件の間に有意な差はない。

そうすると、「通常要求される捜査」である再度の温度測定実験を遂行すれば収集し得た証拠資料を勘案すると、第2事件勾留請求の時点で第2事件の「犯罪の嫌疑について相当な理由」がないことは明らかである。ゆえに、第2事件勾留請求も「判断に合理的な根拠が客観的に欠如している」ものとして違法となることは変わらない。

したがって、控訴人国はの主張は失当である。

6 小括

以上のとおりであるから、控訴人国はの主張はいずれも失当である。

第5 控訴人国控訴理由書「第5」(86頁ないし89頁)に対する反論

1 刑事弁護費用の一部は損害ではないとの主張(86頁ないし88頁)に対する反論

控訴人国は、原判決が全額を損害として認定した刑事弁護費用について、「相
当と認められる範囲を超える費用が含まれている可能性がある」等として、そ
の一部は控訴人国の違法行為と相当因果関係のある損害であることに疑義があ
ると主張する。

しかし、控訴人国は、被控訴人らが支出した刑事弁護費用のうちどの部分が
いかなる理由に基づき相当と認められないものであるか、具体的な事実関係を
何も主張せず証拠も提示しない。したがって、控訴人国はの上記主張は何の根拠
もないから、もとより全て失当である。

また、実際にも、原判決が認定した刑事弁護費用は、以下のとおりその全て
が相当と認められるものである。したがって、原判決が過大な損害を認定した
事実はない（なお、原審で被控訴人が主張した刑事弁護費用のうち、原判決で
認定されなかった部分についての主張は、被控訴人らの控訴理由書で述べたと
おりである。）。

すなわち、本件各事件では、第1事件に係る逮捕があった令和2年3月11
日から、検察官の公訴取消しを受けて東京地方裁判所が公訴棄却決定を行った
令和3年8月2日までの約1年5か月もの間、高田弁護士を含む弁護士（常時
少なくとも5～6名）が、被控訴人大川原ら3名との接見・打合せ・保釈請求・
勾留執行停止申立、法令調査・解釈の検討（日本の法令のみではなく、AGで

の協議経過・合意内容や、AGに参加する約40か国の法令を含む。)、噴霧乾燥器に関する技術者や外部専門家との打合せ、控訴人会社の担当者・技術者と打合せ、72回に及ぶ実験の打合せ・検討・立会い、その他の証拠の収集を行った。

さらに、公判前整理手続では、上記と併行して、極めて膨大な証拠・証拠物(検察官請求証拠約120通、任意開示証拠約1000通、類型証拠開示による開示証拠約1000通、主張関連証拠としての開示証拠約50通)について、検討、閲覧・謄写、必要に応じて内容精査しつつ、弁護人においても多数の書面・証拠の提出や証人尋問・当事者質問の準備を行った。

上記のように、本件各事件では、令和2年3月11日から令和3年8月2日まで約1年5か月もの間、弁護士が少なくも常時5~6人以上で、膨大な時間をかけて弁護活動を行い、公訴取消し及び公訴棄却決定という結果を得た。原審で認定された刑事弁護費用はそのために必要かつ現に行なった弁護活動に対し、現実に被控訴人会社が支払ったものである。

そして、これら弁護人による活動及びこれに対する費用の支払いは、控訴人国の違法行為がなければ全て生じなかつた。

したがつて、控訴人国の違法行為との間に相当因果関係が認められることは明らかである。

2 損害の一部につき相当因果関係を欠くとの主張(88頁及び89頁)に対する反論

控訴人国は、控訴人国との関係で相当因果関係が認められる損害は第1事件に係る公訴提起が行われた令和2年3月31日以降に生じたものに限られると述べ、原判決が認定した刑事弁護費用及び信用毀損の一部は控訴人国の違法行為との間で相当因果関係が認められない旨を主張する。

第1事件に係る勾留請求も控訴人国の違法行為であることは、被控訴人らが

控訴人として行った控訴の控訴理由書に記載したとおりであるが、その点を撇くとしても、以下のとおり控訴人国の中張は失当である。

すなわち、刑事弁護費用は、逮捕、勾留請求及び公訴提起という一連一体の行為より生じた刑罰の危険を排除するための活動に要した費用として、不可分一体のものであるから、これらの行為を行った複数当事者（本件では都と国）間の求償関係において時点を厳密に考慮することは格別、少なくともその被害者との関係で一部のみ切り離して相当因果関係が否定されると解することは相当地ない。特に、本件各事件の期間（令和2年3月11日から令和3年8月2日まで約1年5か月間）のうち、第1事件に係る公判請求が行われた令和2年3月31日までは僅か20日間（第1事件に係る勾留請求までは1日）に過ぎないから、なおのことである。

また、信用毀損に係る損害は、第1事件に係る逮捕・勾留請求の点を除いても保守的にみて1000万円を下ることはないから、時点を厳密に考慮することに意味はない。加えて、原判決は、本件各事件におけるそれぞれの逮捕・勾留及び公訴提起の報道が一体として被控訴人会社の信用を毀損したものとして1000万円の損害を認めているところ、上記(1)でも述べたように、本件各事件に係る逮捕・勾留及び公訴提起という一連一体の行為並びにその報道による信用毀損につき、「第1事件に係る逮捕」、「第1事件に係る勾留請求」といった個別の行為により生じたものを切り分けることは不可能であるし、違法行為の当事者間の求償において考慮することは格別、少なくとも被害者との関係でそのような評価をすることは相当地ない。

以上のとおり、刑事弁護費用及び信用毀損に係る損害の相当因果関係に関する控訴人国の中張はいずれも失当である。

3 小括

以上のとおりであるから、損害及び相当因果関係に関する控訴人国の中張は

いずれも失当である。

第6 結語

以上のとおり、控訴人国の主張には全て理由がないから、原判決の判断に誤りはない。

よって、控訴人国の控訴は棄却されるべきである。

以上